



# 再生可能 エネルギー発電事業 支援ガイドブック

平成26年度版



## 目 次

本書の構成	2
支援施策活用事例集	3
固定価格買取制度の基本的な仕組み	21
関連許認可手続ガイド	25
1. 太陽光発電	27
2. 風力発電	34
3. 地熱発電	44
4. 中小水力発電	55
5. バイオマス発電	64
6. 主要許認可等のフロー	75
再生可能エネルギー発電事業支援メニュー	83
1. 導入支援	88
2. 実証・モデル事業	113
3. 調査	140
4. 研究開発・その他	142
再生可能エネルギーコンシェルジュ一覧	162
支援メニュー問い合わせ先一覧	163
索引	165

# 本書の構成

本書は、再生可能エネルギーに関連する補助金や税制優遇をはじめとした種々の情報を一元化することにより、再生可能エネルギー発電事業者の方が事業を円滑に開始していただくための手引として利用していただくことを目的としています。

このため、支援施策活用事例集、固定価格買取制度の基本的な仕組み、関連許認可手続ガイド、再生可能エネルギー発電事業支援メニューを掲載しています。

支援施策活用事例集は、国による施策を活用した再生可能エネルギー発電事業の事業概要、施策の活用内容について具体的な事例を紹介しています。

固定価格買取制度の基本的な仕組みは、制度の基本的な仕組みと再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの一般的な流れを紹介しています。

関連許認可手続ガイドは、エネルギー種別毎に再生可能エネルギー発電事業の実施に必要な主要な手続等について、内容や問合せ先をまとめています。また、特に手続きが必要となることが多い許可手続等については個別にフロー等を掲載しています。

再生可能エネルギー発電事業支援メニューは、再生可能エネルギーの導入推進に関する各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした種々の支援施策及び制度について、各支援制度の概要を紹介しています。

## 事業のステップ

事業を企画する

設備認定を受ける

場所を決定する

資金を調達する

## 「再生可能エネルギー発電事業支援ガイドブック」

### 支援施策活用事例集

P. 3

再生可能エネルギー発電事業を企画するにあたり、施策を利用した各地域の代表的な事例を紹介しています。

### 固定価格買取制度の基本的な仕組み

P. 21

設備認定を受けるにあたり、固定価格買取制度の基本的な仕組み等を紹介しています。

### 関連許認可手続ガイド

P. 25

発電事業を行う場所を決定するにあたり、また設計・施工時に必要な主な許認可手続を紹介しています。

### 再生可能エネルギー発電事業支援メニュー

P. 83

事業に必要な資金調達をサポートする施策や発電事業を導入促進するための施策等を紹介しています。

# 事業を企画する

## 支援施策活用事例集

## 支援施策活用事例集 目次

事例 1	地域分散型太陽光発電事業	5
事例 2	津波避難ビルにおける太陽光発電設備の導入	6
事例 3	太陽光発電太陽電池ストリング監視システム	7
事例 4	太陽電池アレイ故障診断システム	8
事例 5	鹿島港洋上風力発電所開発事業	9
事例 6	土湯温泉 16号源泉バイナリー発電事業	10
事例 7	洞爺湖温泉地熱開発調査事業	11
事例 8	新宮川発電所事業性評価調査	12
事例 9	小鷹井堰小水力発電実証事業	13
事例 10	個別型バイオガスプラント導入	14
事例 11	バイオマス発電によるコージェネレーション導入	15
事例 12	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業	16
事例 13	愛知県衣浦東部浄化センター汚泥燃料化事業	17
事例 14	木質バイオマスの導入による森林資源の有効活用	18
事例 15	ZEB 実証事業における地中熱の利用	19



## 事例 2

～省エネと非常用電源確保による地域貢献事例～

# 津波避難ビルにおける太陽光発電設備の導入

### ■事業及び発電設備の概要

大興水産(株)は、地域の近隣に安全な避難場所が必要であると考え、新社屋・加工施設を津波避難ビルとして機能するように設計・建設し、石巻市から津波避難ビル第1号の認定を受けた。

ビルにある太陽光発電設備は40kWの発電があり、通常社内の照明、OA機器、温水器などの省エネとして利用されている。また、太陽光発電設備に連結して、リチウム蓄電池も設置しており、停電の際も10kWの電力を使用することができ、これは非常用電源として機能する。今後は、エネルギー管理システム(BEMS)、太陽光発電設備、高効率冷凍機等の省エネルギー設備を導入し、環境への負荷の低減を図る。



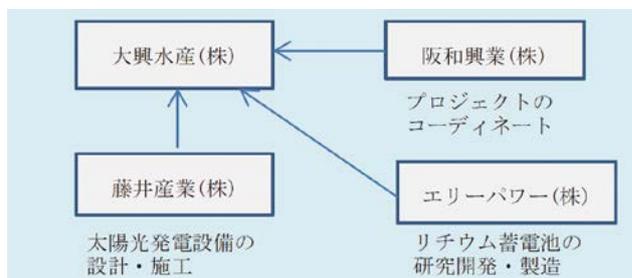
### ■事業実施上の課題

電力消費による環境への負荷を低減するために、太陽光発電が有効であるという認識はあったが、その利用方法が課題として存在した。

また、「津波避難ビル」として機能するためには、通信手段としての携帯電話等の充電その他の目的のため、非常用電源の確保は必須事項であり、当該電源を確保する方法が課題として存在した。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」全社にエネルギー管理システム(BEMS)を導入するとともに、各社ごとには太陽光発電設備、高効率冷凍機等の省エネルギー設備を導入し、導入効果や既存設備等との省エネルギー効果・費用対効果等を実証する。また、BEMS導入後には、見える化されたエネルギー使用量の分析を進め、さらなる省エネルギー手法(運用改善によるもの)を考案していく。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

施策を利用することにより、太陽光発電で社内における消費電力の一部を賄えるようになり、環境への負荷を低減することができたことに加え、連結したリチウム蓄電池で携帯電話等の充電のための非常用電源を確保することができた。施策の利用が、2つの課題を同時に解決する手段となった。

今後はさらに、太陽光発電設備及びBEMS等の導入に施策を活用し、エネルギー使用量の見える化を含む省エネの成果が期待される。

また、津波避難ビルの認定を受けている施設を有する弊社は、震災などの長期の停電の際も「避難もでき、電気が使える会社」として地域貢献していきたいという思いを持っており、施策の利用により地域貢献につながったことが、非常に大きな成果である。

### ■問い合わせ先

大興水産株式会社

住所：宮城県石巻市魚町二丁目6-8

URL：<http://www.taiko-suisan.co.jp>

## 事例 3

福島再生可能エネルギー研究開発拠点「被災地企業の技術シーズ評価プログラム」

# 太陽光発電太陽電池ストリング監視システム

### ■事業及び発電設備の概要

太陽光パネルの不具合を発見するシステムについて、産総研より技術評価を受けた。

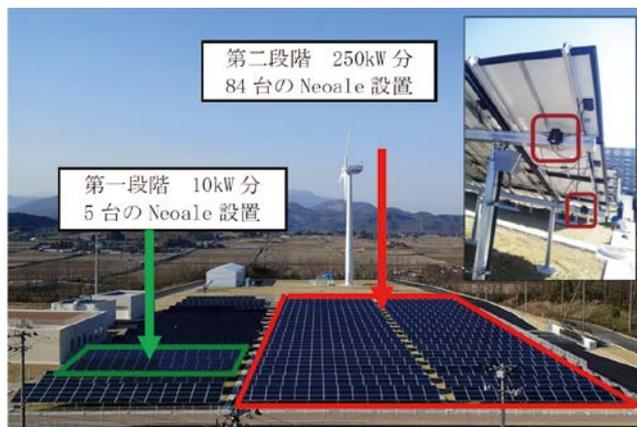
本製品は太陽電池ストリング（太陽電池の構成単位）上の太陽電池パネル1枚に測定機器を1台取り付け、太陽光パネルの不具合を発見するため、太陽電池パネルの電圧及び設置対象の太陽電池ストリングの電流を測定する。

測定したデータは無線通信（920MHz）によりクラウドへ送信し、発電状況の監視及び不良パネルの検出を行う。有線ではなく無線で行うことが特徴。

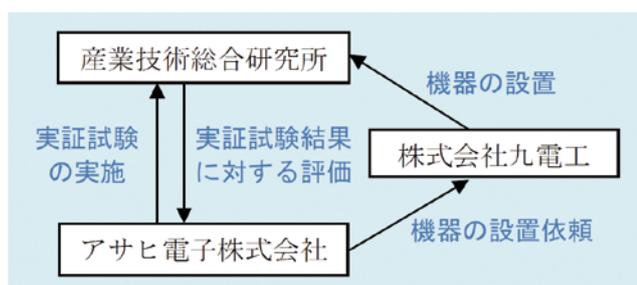
### ■事業実施上の課題

事業者が設置後のパネルの不良に課題を抱えていること、またその不良がどこにあるのか発見することが難しいという太陽光パネルの課題に着目し震災後に事業の検討を開始。

ソーラーパネル発電劣化や各種故障モードにおける市場での品質や故障率に対するシステム導入としてのメリットを抽出。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「産総研福島再生可能エネルギー研究所実証フィールド」

- ・ソーラーパネル劣化及び故障に対する評価
- ・2つのメーカーパネル及びパワコンに対する機器動作検証
- ・遠隔監視及び監視画面作成、画面操作性の検証

### ■施策を利用したことによる事業の成果

・異常状態の太陽電池ストリングに対し機器の性能及びシステム、太陽電池ストリング不具合判定の有効性を実証。

・福島再生可能エネルギー研究所実証フィールドの各メーカーのパネルに機器を導入（評価機器89台導入）及び評価を行ったことにより、2つのメーカーのパネル及びパワコンに対する動作状態の確認等が行われた。

・監視画面作成を行い、上記の機器評価項目を実施。機器の評価と同時に画面操作性及び遠隔監視システムの検証及び評価を実施し、遠隔モニタリング等のシステムを確立。

・メガソーラー発電所向け管理・メンテナンス事業最大手の1社が、産総研のつくば本部に太陽光パネルのモニタリングデバイスについて相談し、弊社にコンタクトし、現在業務提携契約締結。当該施策が事業化に貢献した一事例。

### ■問い合わせ先

アサヒ電子株式会社

住所：福島県伊達市坂ノ下15

URL：<http://www.asahi-gp.co.jp/denshi/>



## 事例 4

～施策の利用により開発した新技術から製品化に至った事例～

# 太陽電池アレイ故障診断システム

### ■事業及び発電設備の概要

株式会社システム・ジェイディーは、太陽電池アレイ故障診断システムを開発し、携帯型 S☀ KODES (ソコデス) として販売を開始した。固定価格買取制度の開始を受けて、太陽光発電関連会社からの委託事業により、実フィールドでの測定を実施し、S☀ KODES の機能・性能評価を重ね製品のブラッシュアップを行った。

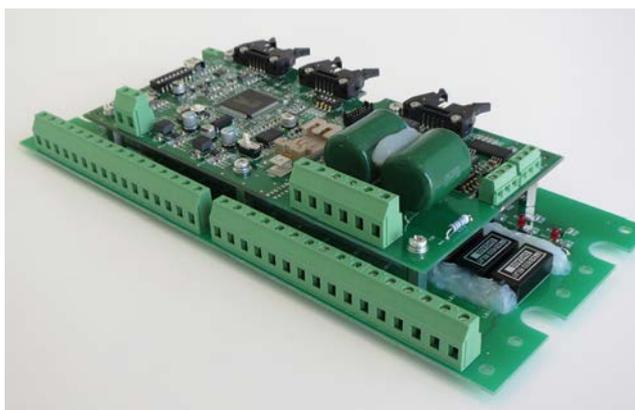
また、S☀ KODES 遠隔監視システムを開発し、メガソーラーへの納品を実現し、海外市場への展開のための F S と実証を行っている。



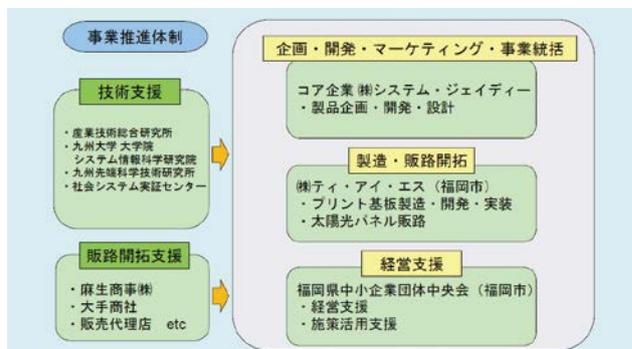
### ■事業実施上の課題

従来は、太陽光パネルのメンテナンスについて実測による故障診断を行っていたため、高コストで作業効率が悪く、測定精度が低いという問題があった。また、新技術の製品化に伴い、資金調達が重要な課題であった。

さらに、新技術の商品化においては、知財戦略の策定が重要な課題であった。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「新エネルギーベンチャー技術革新事業」

太陽光パネルのメンテナンスにかかるコスト及び作業効率を改善し、測定精度の向上を図るための新技術の開発を行う。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

当該施策の利用により、パネルのどこに故障が発生しているかが瞬時に分かる機器を開発し、商品化に成功した。普及拡大中の太陽光パネルの診断コスト減に貢献が期待されている。

事業協力会社からの財務支援を取り付け、資金調達の問題を解決した。

顧問弁護士との連携により、マーケットを考慮した知財戦略を策定した。

(主な受賞履歴等)

- ・ H25 年 2 月、H25 年度新事業活動・農商工連携等促進支援補助金の新連携事業として九州経済産業局より認定
- ・ H25 年 10 月、H25 年度福岡市トライアル発注認定事業に採択
- ・ H25 年 11 月、第 13 回 MIT-EFJ ビジネスプランコンテスト SG 部門で最優秀賞受賞 (ケネディー米国大使より表彰)
- ・ H26 年 1 月、新エネ大賞「資源エネルギー庁長官賞」受賞
- ・ H27 年 2 月、フクオカベンチャーマーケット FVM 大賞 2015 優秀賞受賞

### ■問い合わせ先

株式会社システム・ジェイディー

住所：福岡市早良区百道浜 3-8-33

福岡システム LSI 総合開発センター 6 階

URL : <http://www.system-jd.co.jp/>

## 事例 5

### ～着床式洋上windファーム開発事業事例～ 鹿島港洋上風力発電所開発事業

#### ■事業及び発電設備の概要

・わが国初の5 MW風車 25 基（総出力 125 MW）の設置を計画する大規模な着床式洋上windファーム建設のため、すでに、FS 調査、概略設計、基本計画を実施し、国土交通省、経済産業省、環境省、茨城県、鹿嶋市、神栖市、港湾管理者、地域漁協関係者等との協議を重ね、準備を進めている。

- ・発電出力：100 MW（5 MWの大型風力発電機×20 基、全体計画 25 基のうち第 1 期分）
- ・年間発電量：245 百万 kWh（県内世帯の約 6%にあたる約 7 万世帯分の年間消費電力に相当、全量を東京電力株式会社に売電（買取価格：36 円 / kWh（税抜）））
- ・第 1 期分 20 基の事業費：約 530 億円（税抜）

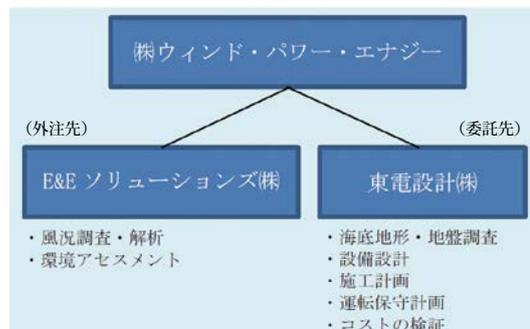
#### ■事業実施上の課題

- ・FS 調査、概略設計、基本計画については既に実施していたが、今後の事業化にあたっては、さらに詳細な風況調査・解析、環境アセスメント、海底地形・地盤調査、設備設計、施行計画、運転保守計画、コスト検証等が必要な状況であった。
- ・洋上エリアの使用に関する許認可の取得が課題となっていた。
- ・事業の開発段階より多額の事業費が必要となるため、資金調達が課題となっていた。
- ・漁業関係者、航海者の理解や調整が必要であり、また、景観の観点から地域の方々の理解も重要であった。



鹿島港沖大規模洋上風力発電イメージ図

#### ■事業の実施体制



#### 【事業予定水域】



#### ■利用した施策と内容

「洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上windファーム開発支援事業」

着床式洋上windファームの開発初期である風況調査、環境アセスメント、海底地形・地盤調査、設備設計、施行計画、運転保守計画、コスト検証等を実施。また、開発段階の資金調達に関しては、本事業の他に一般社団法人グリーンファイナンス推進機構からの出資を利用した。

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

上記事業を実施中に事業実施計画について、風力発電の専門家や関係行政機関で構成する「鹿島港洋上風力発電推進協議会」の了承が得られ、鹿島港洋上風力発電事業の建設に係る水域占用許可を取得することができた。今後は、資金調達・工事契約手続きを経て、平成 27 年度前半頃に変電所等の陸上工事に着手し、平成 28 年度前半頃には、風力発電施設等の海上工事に着手、平成 29 年度後半頃に施設完成、発電事業開始を予定している。

#### ■問い合わせ先

株式会社 ウィンド・パワー・エナジー

住所：茨城県神栖市南浜 3 番地 226

URL：[http://www.komatsuzaki.co.jp/about/gaiyo\\_wpe.php](http://www.komatsuzaki.co.jp/about/gaiyo_wpe.php)

## 事例 6

# ～ JOGMEC 債務保証と補助金を活用した事業化～ 土湯温泉16号源泉バイナリー発電事業

### ■事業及び発電設備の概要

既存の温泉源泉である16号源泉から湧出する蒸気および熱水を使用し、発生させた電力を固定価格買取制度を利用して販売する用に供するため、発電端で400KW、送電端で350KWを発電できるバイナリー発電装置を導入する。

工事開始：H26.4.1 工事終了予定：H27.7.31

発電場所：福島市土湯温泉町陣場1番1地内

発電事業者：つちゆ温泉エナジー(株)

発電システム：オーガニックランキンサイクル方式

設計施工：JFEエンジニアリング(株) 地熱発電部



### ■事業実施上の課題

#### ① JOGMEC 債務保証

多額の事業費に対し資金調達（債務保証含）が必要であった。債務保証の申請にあたり、地熱発電の知識不足により書類作成等に約一年を有した。案件を進めるに当たり熱源保証や融資証明の問題等に直面した。

#### ② 許認可の問題

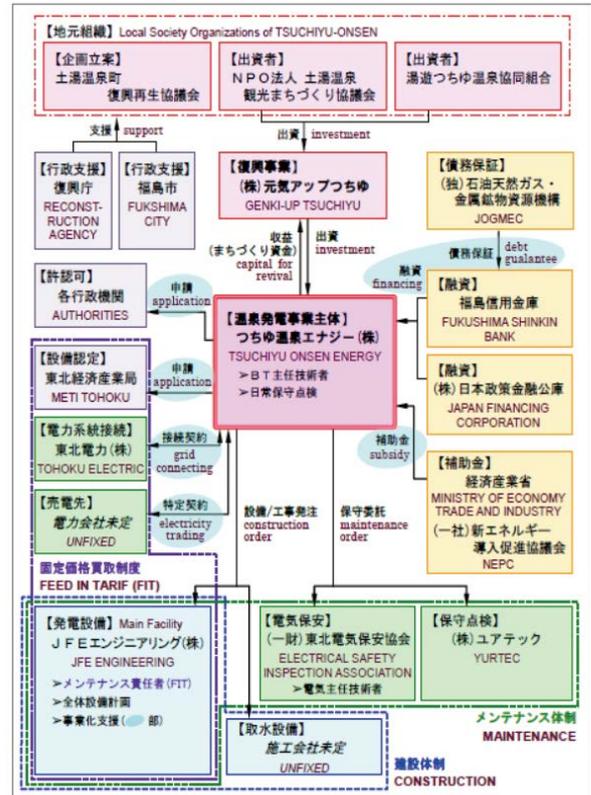
先行事例が少なく想定できない課題が生じたため、許認可取得に時間を要した。

#### ③ 合意形成

温泉組合等の地域合意形成を丁寧に進める必要があった。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「地熱資源探査出資等事業」による JOGMEC の債務保証（民間融資額の80%）と、NEPC の「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業（補助率1/10）」

### ■施策を利用したことによる事業の成果

債務保証および補助金を活用することにより、金融機関からの資金調達がスムーズになった。事業が進むにあたり他事業者等の視察が増加し、温泉街の観光への波及効果が現れてきている。

#### ■問い合わせ先

株式会社 元気アップつちゆ

つちゆ温泉エナジー株式会社

住所：福島市土湯温泉町字下の町17

URL：<http://www.fre-net.jp/?p=1010>

## 事例 7

～ JOGMEC 地熱資源開発調査事業費助成金交付事業を活用した調査事例～

# 洞爺湖温泉地熱開発調査事業

### ■事業及び発電設備の概要

洞爺湖温泉利用協同組合は、平成 25 年 8 月に、JOGMEC の「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」に採択された。その後、洞爺湖温泉金毘羅山地区において、地下地熱貯留層の評価を目的に、洞爺湖温泉地熱開発事業として、地熱調査井の掘削が実施された。その結果、湧出温度 99.8℃、湧出量 400L/min の利用可能な地熱水の存在が判明し、金毘羅山地下の概要も明らかにされた。同事業は平成 26 年 1 月末に終了した。

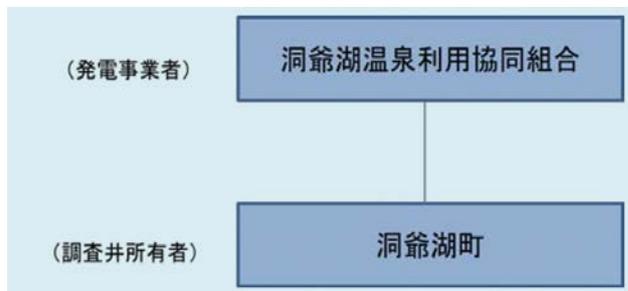
平成 26 年度には、経済産業省より「地域開発理解促進関連事業支援補助金」の補助事業に採択され、地熱水を 2 次的利用として組合の源泉（温泉水）として使用するための配管整備が実施され、温泉水を活用した観光資源（「ジオたまご（温泉卵）」など）が開発された。平成 27 年度に地熱水揚湯モニタリング（成分分析など）を実施した後、地熱水の特性に最も適合した発電設備を選定し平成 28 年度には発電事業を開始する計画である。発電設備は、調査井のある敷地内に設置し、出力 50kW 程度とする予定である。また 50kW のうち 40kW は地熱水揚水ポンプ用の電力として、残り 10kW は散策路用電気カートの充電スタンドや街灯・非常灯用の電力として供給する計画である。

### ■事業実施上の課題

JOGMEC に同事業の申請をする段階から、平成 28 年度の発電所建設までの計画を策定しており、全て想定通りに進んでいるため、現段階では特に課題はない。この理由として、以前より北海道立地質研究所が当該地域の地表調査を実施しており、予め有望なポイントがわかっていたこと、洞爺湖温泉利用協同組合が当該地域の温泉資源を全て管理しており、調査井の掘削に関しても地元の合意が得られていたこと、また、地熱水のデータを組合が一括保存しており、温泉への影響等も含め地元で公開することを約束していることなどが挙げられる。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

JOGMEC の「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」を活用した。これは、地元の地熱関係法人等が行う地元の地熱資源を利用した事業の実施可能性を検討するために行う坑井掘削に対する補助事業である。坑井掘削費、坑井調査費、附帯工事費等に要する経費が定額助成される。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

地熱調査井の掘削費用は多大であり、JOGMEC の当該補助事業がなければ、掘削費用を捻出できず、地熱水の存在を確認できなかった。当該事業の活用により、将来的に地熱発電事業を実現することが可能となったと言える。

### ■問い合わせ先

洞爺湖温泉利用協同組合

住所：虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 7 8 番地

URL：<http://www.toyakospa.com/>

## 事例 8

～小水力発電事業性評価調査事例～

# 新宮川発電所事業性評価調査

### ■事業及び発電設備の概要

#### (1) 事業性調査の背景

本計画地点は、昭和 36 年まで水力発電事業が行われていた場所であり、地元中沢地区の再建要望を受けて、概略設計を実施した結果、採算性が見込まれた。これを踏まえて、未活用の水の位置エネルギーを電気エネルギーとして有効活用を行う水力発電事業実施に当たり、必要不可欠な流量測定（実施中）、地形測量、地質調査を踏まえて基本設計を実施し、事業性評価を実施した。

#### (2) 発電計画の規模等

発電出力：570kW、年間発電量：3,467MWh、使用水量：最大 0.9m<sup>3</sup>/s

#### (3) 既存調査の内容（自社にて実施済）

- ・流量測定（継続中）
- ・環境影響調査（平成 25 年度実施済）

#### (4) 事業性評価の内容

- ・測量調査：地形測量、縦断測量、横断測量
- ・地質調査：水槽地点、発電所地点のボーリング調査等
- ・基本設計：各種調査結果を踏まえた基本設計

### ■事業実施上の課題

#### (1) 地元理解への取組み

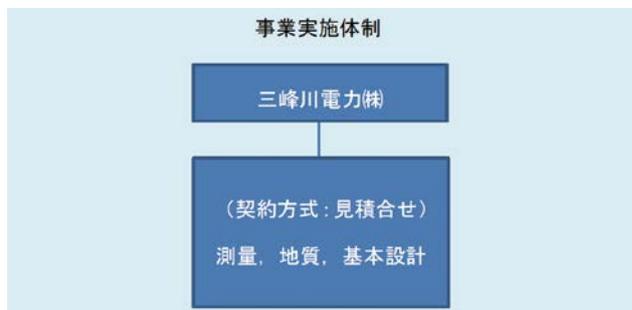
中沢地区には、12 自治組合長が存在し、全組合長の了解を得ることが課題となった。

#### (2) 許認可、権利関係

本案件所有者である長野県（伊那建設事務所）に対し、平成 24 年より、水利権取得、圧力管道路埋設、砂防指定地内での調査について事前確認を行った。特に、圧力管道路埋設については、事例がないということが課題となった。また、ボーリング調査範囲の一部が砂防指定範囲であり許認可手続に時間がかかることが想定された。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「小水力発電導入促進モデル事業費補助金」

小水力発電の導入促進を図るため、事業性評価を行うために必要となる現地調査等を行うという内容。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

中沢自治組合役員会に併せて全組合長に丁寧な説明を行い、地元からの了解が得られ、事業組成に向けた調査を開始した。

許認可関係については平成 24 年度より事前確認を行い、申請から許可までスムーズに進めることができた。

事業性評価に必要な不可欠な基礎資料が収集され、精度の高い基本設計成果を得ることで、適正な事業性評価が実施可能となった。本施策は、概略設計が完了し、基礎資料が未取得というフェーズに適しており利用した。

本調査により得られた基本設計成果を基に具体的な工事計画作成とそれに伴う許認可・申請に向けて展開することが可能となった。

### ■問い合わせ先

三峰川電力株式会社

住所：東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号

URL：<http://www.mibuden.com>

## 事例 9

# ～らせん水車を用いた小水力発電実証事業事例～ 小鷹井堰小水力発電実証事業

### ■事業及び発電設備の概要

国内では導入実績のない30kW級のらせん水車を用いた小水力発電所を建設し、水車発電機の効率、土木設備の省略による低コスト化の検討、ゴミの流下の影響、魚類への影響、騒音対策など、らせん水車導入時の課題となる項目について、実証試験を行い、農業用水路、砂防堰堤などの低落差地点へのらせん水車の普及促進に貢献する。

#### 【諸元】

- (1) 水系・河川名：川内川水系田海川
- (2) 流域面積：27km<sup>2</sup>
- (3) 発電方式：流込式水路式
- (4) 総落差：3.0m
- (5) 使用水量：1.5m<sup>3</sup>/s
- (6) 最大出力：30kW
- (7) 年間可能発電電力量：114MWh
- (8) 設備利用率：43%

### ■事業実施上の課題

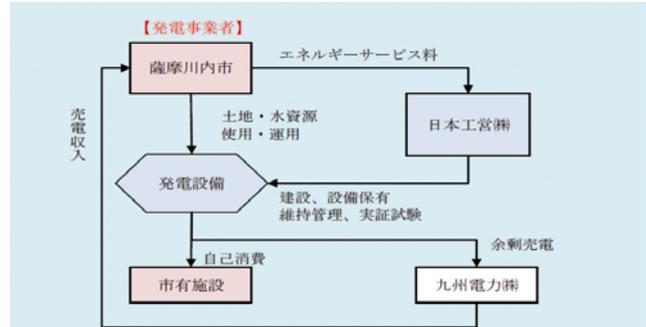
低落差の水力発電開発可能地点は、潜在的に数多く存在すると言われているが、使用できる水車が少ないこと、建設コストが割高であることからこれまで導入が進んでこなかった。

らせん水車は、低落差地点に適用可能であり、比較的構造が簡易であるため、設置時のコスト及び維持管理の労力を削減できる可能性がある。しかし、国内で20kW超のらせん水車の導入実績がなく、効率特性、環境への影響などに不明な点がある。さらに、導入実績や性能評価に基づく省コスト化、採算性の向上の検討ができない状況である。そのため、候補地点でらせん水車の導入を検討した場合においても、費用対効果が見込めず、さらに設置によるリスクを把握できない課題があった。



導入予定のらせん水車（海外での導入事例）

### ■事業の実施体制



小鷹井堰（鹿児島県薩摩川内市）

### ■利用した施策と内容

「小水力発電導入促進モデル事業費補助金」

### ■施策を利用したことによる事業の成果

- ・本施策により下記の成果が期待できる。
  - ①効率特性を把握したうえで、高効率な制御方法の確立
  - ②軸受のオイルレス化、騒音対策、魚類への影響など、環境への影響の把握
  - ③土木設備（余水路、除塵機、沈砂池）の省コスト化
- ・本実証試験の成果と、日本工営株が長年培ってきた水力発電のノウハウを活かして、らせん水車の特徴を最大限活用した低落差地点への普及促進に貢献する。
- ・地域の水資源を活用した地産地消の電力の学習用施設として、らせん水車を活用した地域活性化への貢献が期待できる。

### ■問い合わせ先

日本工営株式会社 電力事業本部  
エネルギーソリューション部  
住所：東京都千代田区麹町 2-5  
URL：<http://www.n-koei.co.jp/>

## 事例 10

～耕畜連携した地域循環型社会の構築へ向けた事業化事例～

# 個別型バイオガスプラント導入

### ■事業及び発電設備の概要

士幌町では、平成15～16年度に士幌町が主体となり、「バイオマス利活用フロンティア事業」を活用して、乳牛ふん尿を処理する個別型バイオガスプラントを3基建設して実証稼働を開始した。

酪農場面では搾乳作業の機械化が進み電力は必要不可欠な経営資源となっており、東日本大震災を契機として再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることを目的として、平成23年6月に「士幌町再生可能エネルギー利用推進協議会」（士幌町・農協・商工会）を設置・検討し、平成24年度「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」を活用して農協が事業主体となり個別型バイオガスプラントを4基建設し、資源循環型の持続的地域農業システム構築に向けて取り組みを進めている。

### ■事業実施上の課題

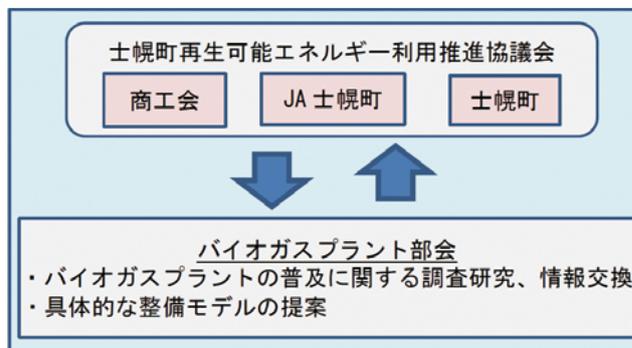
飼育頭数の拡大、飼養形態の変化により、家畜排せつ物を原因とする、悪臭問題、地球温暖化、水質汚濁、廃棄物問題が深刻化していた。また、堆肥化に係る労働力の負担が大きいためであった。

基幹産業である農業の持続的発展を図るには、家畜ふん尿の耕畜連携による適切な処理と農村環境の維持・工場が必要となっていた。

さらに、施設内で熱源として灯油を使用することにより、温室効果ガスを排出していることも、課題の一つであった。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「地域バイオマス産業化推進事業」

家畜排せつ物を利用したバイオガス発電を行い、悪臭の低減や排せつ物処理に係る労働力を低減するとともに発電した電気を利用及び余剰分を売電する。また、副産物である消化液は肥料として地域で活用する。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

家畜ふん尿を活用した再生可能エネルギー供給により自律分散型エネルギー供給体制を構築することで、灯油の使用量減少が見込まれる。また、家畜ふん尿の適正処理による環境改善と労力軽減が可能となり、悪臭や環境汚染ガスの低減が図られ、発酵後の消化液は近隣畑作農家に供給・活用するなど、耕畜連携した資源循環・環境保全型の地域農業システム構築への寄与が期待されている。

### ■問い合わせ先

士幌町農業協同組合 畜産部

住所：北海道河東群士幌町字士幌西2線159

URL：<http://www.ja-shihoro.or.jp>

## 事例 11

# ～汚泥の処理工程で発生するバイオガス（消化ガス）の有効活用事例～ バイオマス発電によるコージェネレーション導入

### ■事業及び発電設備の概要

産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の廃水処理プラントでは、メタン発酵処理で発生したメタンガスをボイラ設備、乾燥設備の熱源として有効利用しているが、メタンガスに余剰が発生しているため、当該余剰分を余剰ガス燃焼装置で燃焼させている状況にあった。

また、メタン発酵処理では、ボイラの蒸気で消化槽を約53℃に加温しているが、熱量が不足している時には、重油焚きボイラで蒸気を作っている状況にあった。

このような状況において、バイオガス発電設備（マイクロガスタービン発電機）を導入して、余剰メタンガスを発電設備の熱源として有効利用すると共に、その排ガスで温水を作り出し、消化槽への投入汚泥を加温させ、重油使用量の削減も図っている。

### ■事業実施上の課題

○施策に直接関連する課題

・消化ガスに含まれる、硫化水素、シロキ酸等の成分が、発電設備にスケールとして付着し、設備の損傷や劣化の原因となる。

○施策に直接関連しない事業を進めるにあたり直面した課題

・消化ガスに含まれる、硫化水素、シロキ酸等の成分は、ボイラや乾燥機の損傷や劣化の原因となっていた。

・重油焚きボイラを使用するため、二酸化炭素の排出量が一定量発生する。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」

汚泥処理工程で発生するメタンガス（消化ガス）を用いたバイオガス発電によるコージェネレーションシステムの構築

### ■施策を利用したことによる事業の成果

当該施策の利用により、シロキ酸等の除去の技術が向上し、発電効率の向上と安定化が図られ、場内電力使用量の3分の1を賄うことができ、排ガス熱利用を加えたコージェネレーションにより温暖化ガス削減年間1,000トンの成果を得ることができた。当該施策は、余剰ガスの有効活用という当社の課題解決に符合したため利用した。

### ■問い合わせ先

株式会社 京葉興業 事業開発部

住所：東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

URL：<http://www.keiyokogyo.co.jp>



## 事例 12

～家畜糞尿をベースにしたバイオマスによる事業化事例～

# 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業

### ■事業及び発電設備の概要

北海道士幌町において、家畜糞尿をベースにしたバイオガスプラントを設置し、メタン発酵により発生したバイオガスを燃料に発電を行う。発電した電力を場内設備へ供給するとともに、排熱の利用により乾燥堆肥を製造し、畜舎の敷料に利用する。また、バイオガスの一部は精製・濃縮し、低圧吸蔵容器で搬送することにより、地域内の農業施設や道の駅などへ燃料として供給し、バイオガスの広域利用を図る。

発電設備：バイオガスマイクロコージェネレーションシステム

使用燃料：バイオガス（メタン濃度 56～60%）

燃料消費量：14Nm<sup>3</sup>/h・基、出力：25kW

数量：7基

### ■事業実施上の課題

#### ①バイオガス利用の事業性

プラント建設コスト及びランニングコストは採算がとれ、プラントの運転管理は実施できるかなどの課題があった。また、高カロリー原料によるバイオガスの増量化や精製・濃縮・搬送などガス利用技術の開発。

#### ②地球温暖化対策への効果

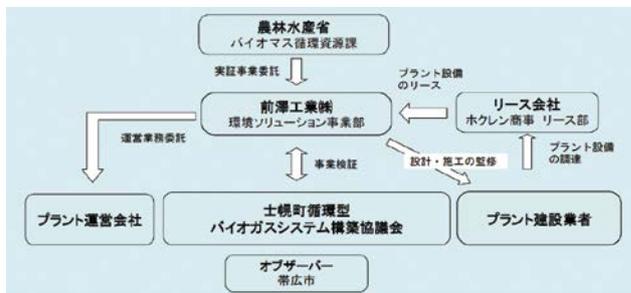
バイオガス利用による温暖化ガス削減効果、発電による電力消費量の削減効果、農畜産業における環境負荷削減効果

#### ③地域産業への波及効果

慣行燃料（灯油、都市ガス等）よりも低価格でバイオガスを普及させることやバイオガス運営企業設立など事業モデルの確立



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」

家畜排せつ物等からバイオガスを生成し、発電・発熱することの効果及びバイオガスを地域へ供給することによる二酸化炭素排出量の削減、事業性等について検証する事業。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

- ・バイオガスプラントで発生する余剰ガスを効果的に利用することができ経済的な効果が期待できる。
- ・家畜糞尿をメタン発酵処理することにより、バイオガスとしてエネルギー回収ができるとともに、臭気や河川、地下水の汚染など環境保全効果が期待できる。
- ・バイオマス発電により個別電源の確保や電力の分散化が可能になる。
- ・バイオガス精製・濃縮装置でメタン濃度を高め、低圧吸蔵容器に充填することにより、効率よく安全にバイオガスを搬送することができ、広域利用が可能になる。

### ■問い合わせ先

前澤工業株式会社 環境ソリューション事業部 第二部

住所：埼玉県川口市仲町 5-11

URL：<http://www.maezawa.co.jp/>

## 事例 13

～下水汚泥が有するエネルギーポテンシャルの活用～

# 愛知県衣浦東部浄化センター汚泥燃料化事業

### ■事業概要

愛知県衣浦東部浄化センター（碧南市）では、下水汚泥が有する有機分のエネルギーポテンシャルに着目した汚泥燃料化施設が平成 24 年 4 月から稼動を開始。脱水汚泥を乾燥し造粒成型した後に炭化し、隣接する中部電力の碧南火力発電所で使用する石炭代替燃料を製造中。

具体的な工程は、運び込まれた脱水汚泥を乾燥機に投入、その後、造粒機で乾燥汚泥を造粒成型の上、炭化炉に投入し、約 500℃で汚泥を蒸し焼き状態で炭化。製造された燃料化物は中部電力（株）の碧南火力発電所に運ばれ、石炭と混焼され発電に使われている。なお、本事業はDB+O方式（公共が資金調達を負擔し、設計・建設、運営を民間に委託する方式）により事業化している。

### ■事業実施上の課題

○増加する汚泥への対応

この浄化センターで発生する脱水汚泥は、場外搬出処理を実施していたが、下水道整備の進捗により日々増加する汚泥に対応するために減量化施設の建設が必要となった。

そこで、社会資本整備総合交付金を活用し、汚泥減量化とともに石炭代替燃料を製造することで、再生可能エネルギーによる循環型社会の形成に寄与することとした。

○燃料化物の品質確認

脱水汚泥の炭化燃料化の試みは事例が少ないことから、実際に石炭ボイラーで使用可能かどうか確認が必要であった。このため、事業化に先立ち燃料化物を試験製造し、各種の分析・試験を行い、その品質について確認を行った。

汚泥燃料化施設全景



### ■事業の実施体制



施設は県が所有し、民間事業者（特別目的会社）にその管理運営を委託。民間事業者は製造した燃料化物を県から買取り、中部電力（株）へ輸送・販売している。

### ■利用した施策と内容

「社会資本整備総合交付金（下水道事業）」

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本施設は、脱水汚泥 100t/日から燃料化物を約 8t/日製造可能であり、汚泥の減量化を達成できる。また、この場合に得られるその他の効果は、以下のとおり。

- ・民間事業者と 20 年間の維持管理契約と燃料化物売買契約を結び、長期安定的な処理・搬出先を確保
- ・焼却処理との比較では建設・維持管理費全体で約 5% のコスト縮減、縮減額は 20 年間で約 7 億円
- ・石炭代替燃料としての使用を含め、従来の焼却処理と比較し、温室効果ガスを年間約 8,000t-CO<sub>2</sub> 削減（標準家庭 1,500 世帯の年間排出量相当）
- ・燃料化物による発電量は年間約 460 万 kWh（標準家庭 1,270 世帯の年間使用量相当）

### ■問い合わせ先

愛知県建設部下水道課

住所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

URL：<http://www.pref.aichi.jp/gesuido/>

# 事例 14

～地域資源循環型施設園芸団地の形成へ向けた事業化事例～

## 木質バイオマスの導入による森林資源の有効活用

### ■事業及び発電設備の概要

J A宮崎中央管内は、以前より施設園芸を主体とした産地を形成し、発展してきた。しかしながら近年、高齢化等による農家の減少で今後の産地の維持・発展が危惧されている。

そこで、施設の規模拡大と団地化・集約化による生産性の向上や、高度な環境制御技術を導入した施設園芸の新たな展開、さらには施設園芸用燃料を化石燃料依存から脱却する為、木質バイオマスへエネルギー転換など、産地構造を転換・強化する必要がある。このため、先端技術を用いた大規模施設園芸団地を整備し、地域への波及を目指すとともに、団地の効率的な運営や課題解決のための民間企業や生産者・関係機関・団体等からなるコンソーシアムを設立する。



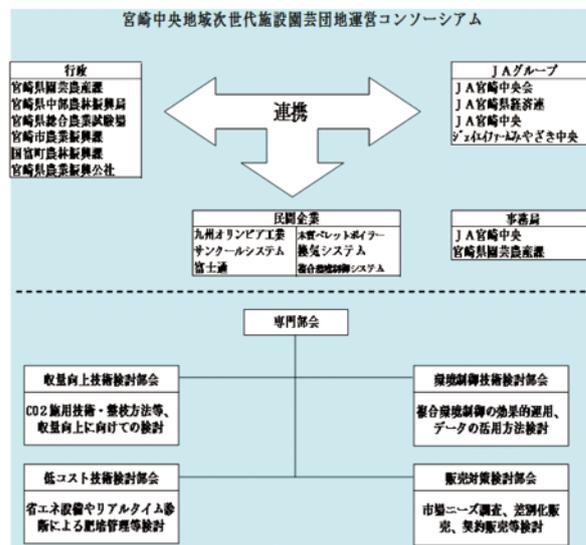
木質ペレット暖房機

### ■事業実施上の課題

燃油価格の高騰や乱高下の影響により、農家の経営を圧迫することが課題であり、宮崎県においては未利用の森林資源の存在が課題であった。これらの課題に加え、地球温暖化対策への取組を考えていた。また、後継者問題もあり、最適な栽培環境を構築して、生産量の拡大を図っていく必要に迫られていた。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「次世代施設園芸導入加速化支援事業」

- ・JA が中心となり、4.1ha のハウスできゅうりとピーマンを栽培
- ・エネルギーは木質ペレットを活用
- ・高度な ICT 技術を活用した高生産性の栽培管理システムの構築
- ・JA の担い手育成システムと連携し大規模・集約化のモデルとして地域へ波及

### ■施策を利用したことによる事業の成果

施策の利用により、地域資源（木質ペレット）を活用したエネルギー転換による環境負荷低減及び経営の安定がもたらされた。

また、当施策が進捗していくことにより、①地域資源を活用したエネルギー転換による経営の安定、②生産基盤の強化・規模拡大による生産性の向上、③地域資源循環による地域経済の活性化といった効果が期待される。

### ■問い合わせ先

宮崎中央農業協同組合 営農部  
住所：営農企画課宮崎県宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829-1  
URL：<http://chuou.ja-miyazaki.jp/>

## 事例 15

～郊外型大型店舗における省エネの推進事例～

# ZEB 実証事業における地中熱の利用

### ■事業及び発電設備の概要

「環境に配慮した店づくり」はイズミの環境方針であり、店舗計画にあたっては、エネルギー面での快適性をさらに進化させた、ZEB 化ショッピングセンターを目指している。

新たなチャレンジとして、空調設備では、高効率統合熱源システム（高効率熱源機器＋最適制御）をベースとしながら、先進的な地中ヒートポンプを採用している。また、LED 照明を標準化し、先進的な有機 EL 照明の試験的導入も計画している。屋上には、社会的期待のある太陽光発電を大規模に導入するとともに、普及啓蒙活動としてデジタルサイネージによる店内モニターへの省エネ情報の表示にも取り組んでいる。

また、自動車排気を減少するため、駐車場に車両誘導システムを導入し、うろつき走行の減少を図るとともに、電気自動車の充電ステーションを設置するなど、多方面での環境配慮への取り組みを実施している。

### ■事業実施上の課題

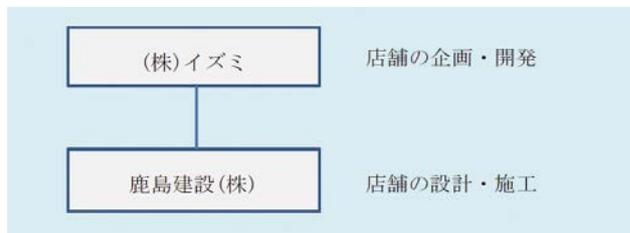
郊外型大型店舗の特性から、省エネへの取組は必須の課題であった。

建物の空調特性は年間を通して冷房需要が圧倒的に多いことため、当該特性に合致した設備の導入が必要であった。また、照明の設置数が非常に多いため、この視点からも省エネへの対応は不可欠であった。

さらに、廿日市市の都市計画のシンボル施設として、再生可能エネルギーに係る取組への期待もあり、対応が必要であった。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業【ZEB 実証事業】」

郊外型大型店舗において、太陽光発電、地中熱利用のほか、高断熱、高性能設備機器等を組み合わせることにより大幅な省エネルギーを実現する。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

施策の利用により、ZEB 化した郊外型大型店舗の建設ができたという成果があった。

施策の内容が、「環境に配慮した店づくり」という当社の環境方針と合致し、かつ、店舗のオープン日を考慮した作業工程と補助事業の実施期間が時期的に整合し、当該施策の利用が当社にとって非常に有益であったため、当該施策を利用している。

都市計画のシンボル施設として、省エネに取り組みながら、地域貢献できることが重要な成果である。

### ■問い合わせ先

株式会社イズミ 開発本部

住所：広島県広島市東区二葉の里3-3-1

URL：<http://www.izumi.co.jp/corp/>



# 設備認定を受ける

## 固定価格買取制度の基本的な仕組み

## 固定価格買取制度の基本的な仕組み 目次

固定価格買取制度の基本的な仕組み .....	23
再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの一般的な流れ.....	24

# 固定価格買取制度の基本的な仕組み

自宅で発電される方



再生可能エネルギーによる発電を  
事業として実施される方

太陽光



風力



地熱



中小水力



バイオマス



・設備を認定  
(安定的かつ効率的に発電可能かどうか等を国が確認。要件を満たさなくなった場合には認定取消し。)

調達価格等算定委員会の意見を尊重して  
買取価格・買取期間を設定(毎年度)

再生可能エネルギー  
による電気を売電  
↑  
国が定める期間、  
固定価格で電気を買取り  
↓

国

経済産業大臣

買取価格・買取期間  
について意見

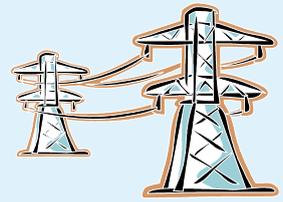
調達価格等算定委員会

費用負担調整機関  
(賦課金の回収・分配を行う機関)

買取費用  
の交付

回収した  
賦課金を納付

電力会社



kWh当たりの賦課金単価の  
決定(毎年度)

電気料金と合わせて  
賦課金(サーチャージ)  
を回収

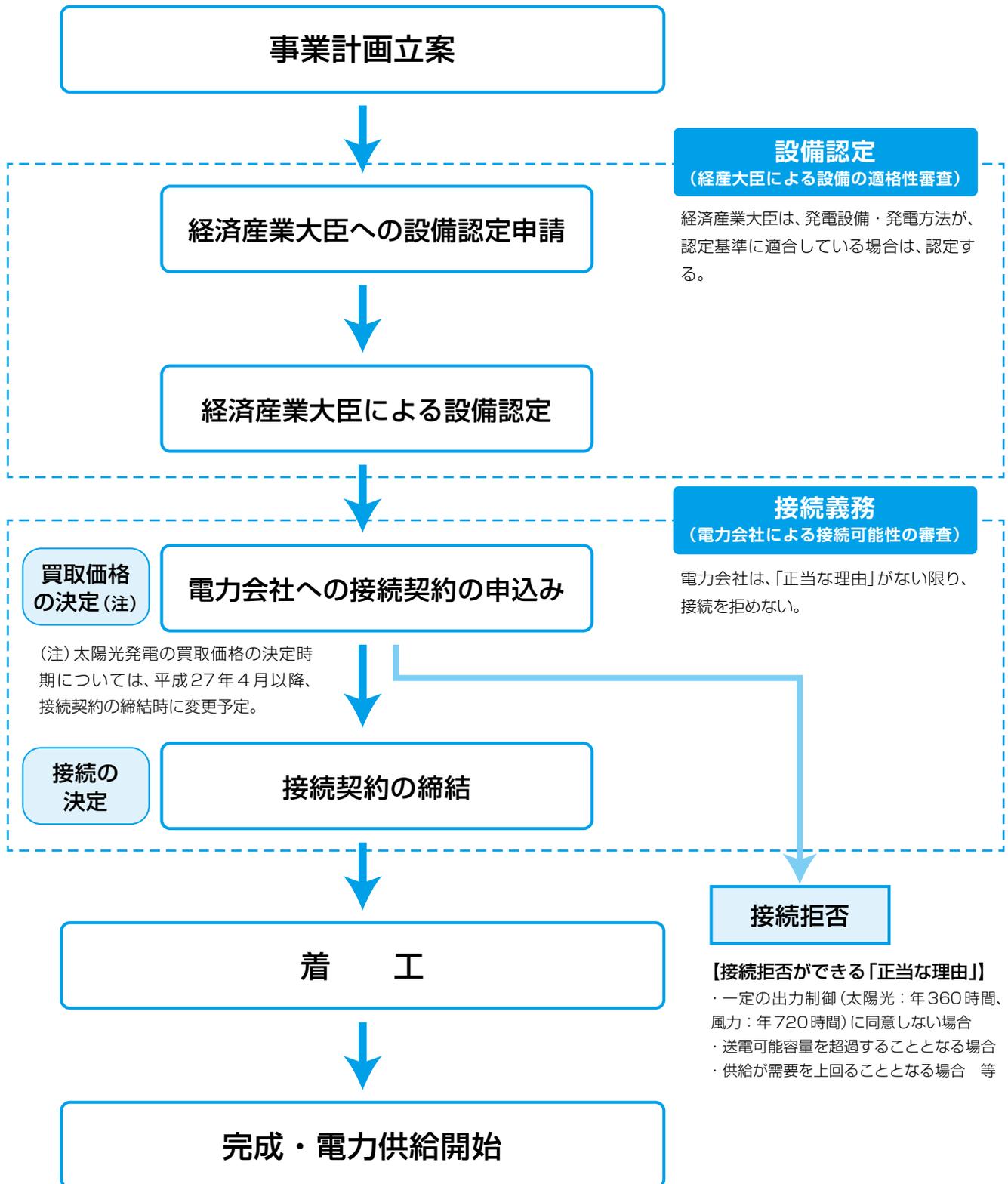
電気を供給  
↓

電気をご利用の皆様





# 再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの一般的な流れ



# 場所を決定する

## 関連許認可手続ガイド

## 関連許認可手続ガイド 目次

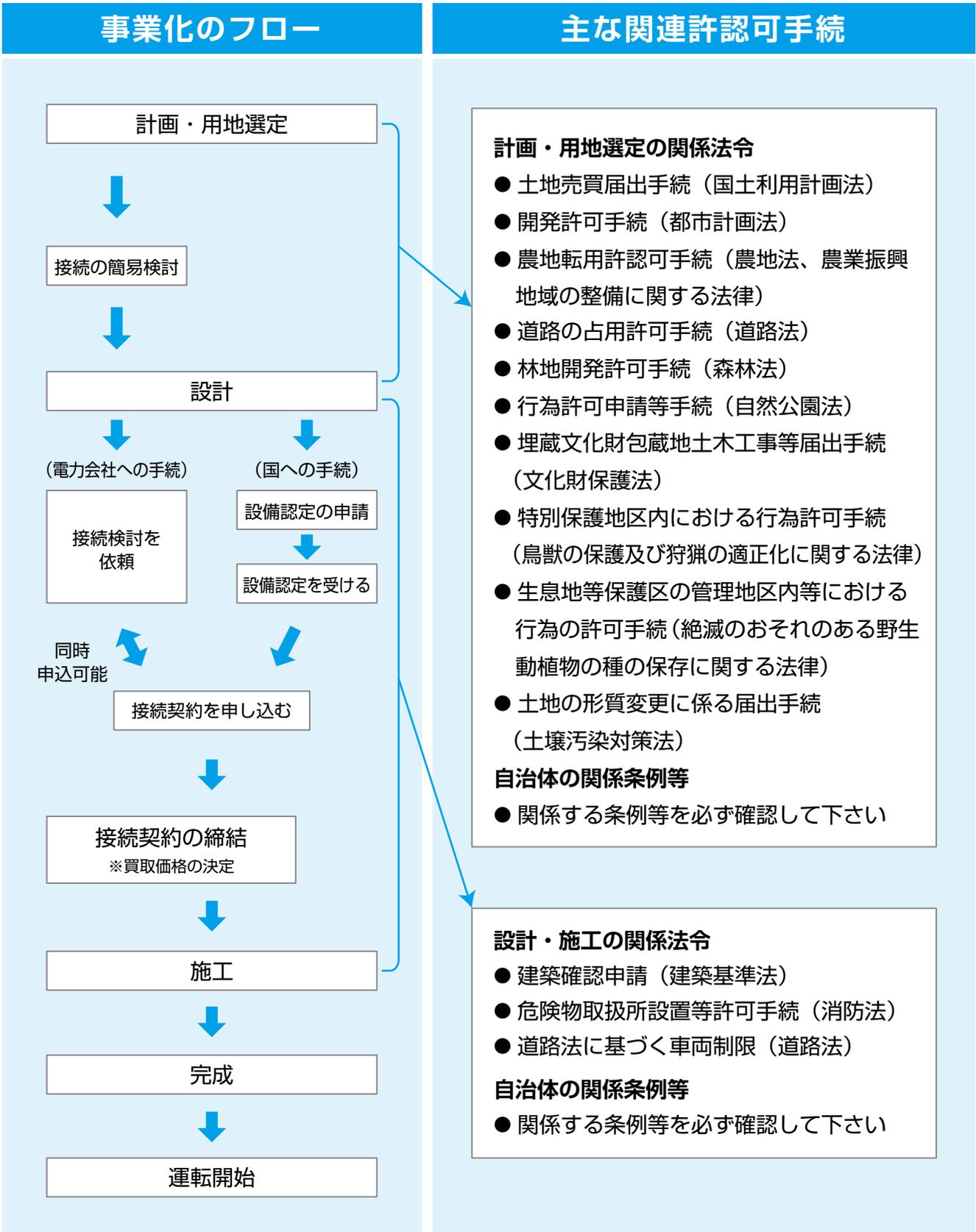
1. 太陽光発電	27
2. 風力発電	34
3. 地熱発電	44
4. 中小水力発電	55
5. バイオマス発電	64
6. 主要許認可等のフロー	75
農山漁村再生可能エネルギー法に基づく制度の概要	76
農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要	77
農地法に係る農地転用許可手続	78
森林法に係る林地開発許可の手続	79
都市計画法に係る開発許可の手続	80
土壌汚染対策法に係る土地の形質変更に係る手続	81
埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係る手続	82

### (関連許認可手続ガイドに係る取り扱いの留意事項)

- ✓ 再生可能エネルギー発電事業の実施にあたっては電気事業法に則ることはもちろんのこと、その自然環境や周辺施設への影響、各種計画との整合のため、事業用地や発電設備について様々な許認可手続が必要となります。本ガイドブックでは、エネルギー種別毎に事業の進捗段階に応じて、必要となる可能性がある主な手続等について、内容や問合せ先をまとめています。
- ✓ また、再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、特に必要となることが多い手続について個別にフロー等を掲載しました。
- ✓ なお、ここに掲載されているのは法令等に基づく主な手続を例示したものであり、事業の実施にあたっては、その他関係する法令等を遵守するとともに、自治体の条例等に係る手続についても確認し、利用者の責任のもと確実に手続を行って下さい。
- ✓ 固定価格買取制度に基づく設備認定は、「事業の許可」ではありません。発電事業を行う土地を選定する場合には、発電事業ができる土地であるか等について、地方自治体と事前調整を行っておくことが適当です。

# 関連許認可手続ガイド

## ○太陽光発電○



※買取価格の決定…平成27年4月1日以降、認定を受けてから電力会社との接続契約が締結された日の調達価格が適用されます。ただし、発電事業者の責によらず、接続契約申込みの受領の翌日から270日を経過した日までに接続契約締結に至らない場合、270日を経過した日の調達価格が適用されます。なお、平成26年度までは、認定を受けて接続契約を申し込んだ日の調達価格が適用されます。

# 1. 太陽光発電

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(国土利用計画法) 土地売買届出手続</b>	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域：2,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・都市計画区域：5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上	権利取得者は、その契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に土地売買に関する届け出を行わなければならない。	市町村の建設部局等
<b>(都市計画法) 開発許可手続</b>	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、すべての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の附属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要である。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 80 ページ&gt;</b>	都道府県等の開発許可担当部局

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>農地転用許可手続 (農地法・農業振興地域の 整備に関する法律)</b>	<p>農地を農地以外のものにする場合 又は農地を農地以外のものにする ために所有権等の権利を設定又は 移転する場合</p> <p>なお、農用地区域内の土地につい ては、農用地区域から除外するた めに市町村の農業振興地域整備計 画を変更しなければならない。</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その 土地の現況により、田、畑等の耕 作の目的に供される土地に該当す るか否かを農業委員会に確認す る。</p> <p>(4ヘクタール以下) 農業委員会を経由して、都道府県 知事の農地転用許可を受けなけれ ばならない。</p> <p>(4ヘクタール超) 都道府県を経由して、農林水産大 臣の農地転用許可を受けなければ ならない。</p> <p><b>&lt;参考 77、78 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県の農地担当部 局、農業委員会等</p>
<b>道路の占用許可 (道路法)</b>	<p>道路区域内で設置や施工をするた めに、道路を占有する場合</p>	<p>道路占用許可申請書を提出し、管 理者の許可を受けなければなら ない。</p>	<p>国、都道府県、市町村 等の各道路管理者窓口</p>
<b>林地開発許可手続 (森林法)</b>	<p>地域森林計画の対象となっている 民有林（保安林、保安施設地区、 海岸保全区域の森林は除く）内に おいて、面積が1ヘクタールをこ える規模で開発を行う場合</p>	<p>都道府県林務担当部局等に問い合 わせ、地域森林計画の対象となっ ているか否かを確認する。</p> <p>都道府県知事の許可を受けなけれ ばならない。</p> <p><b>&lt;参考 79 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県林務担当部局 等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>行為許可申請等手続 (自然公園法)</b>	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等
<b>埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 (文化財保護法)</b>	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。 <b>&lt;参考 82 ページ&gt;</b>	教育委員会等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>特別保護地区内及び狩猟の適正化に関する法律</b> <b>(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)</b>	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等
<b>生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可手続</b> <b>(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)</b>	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

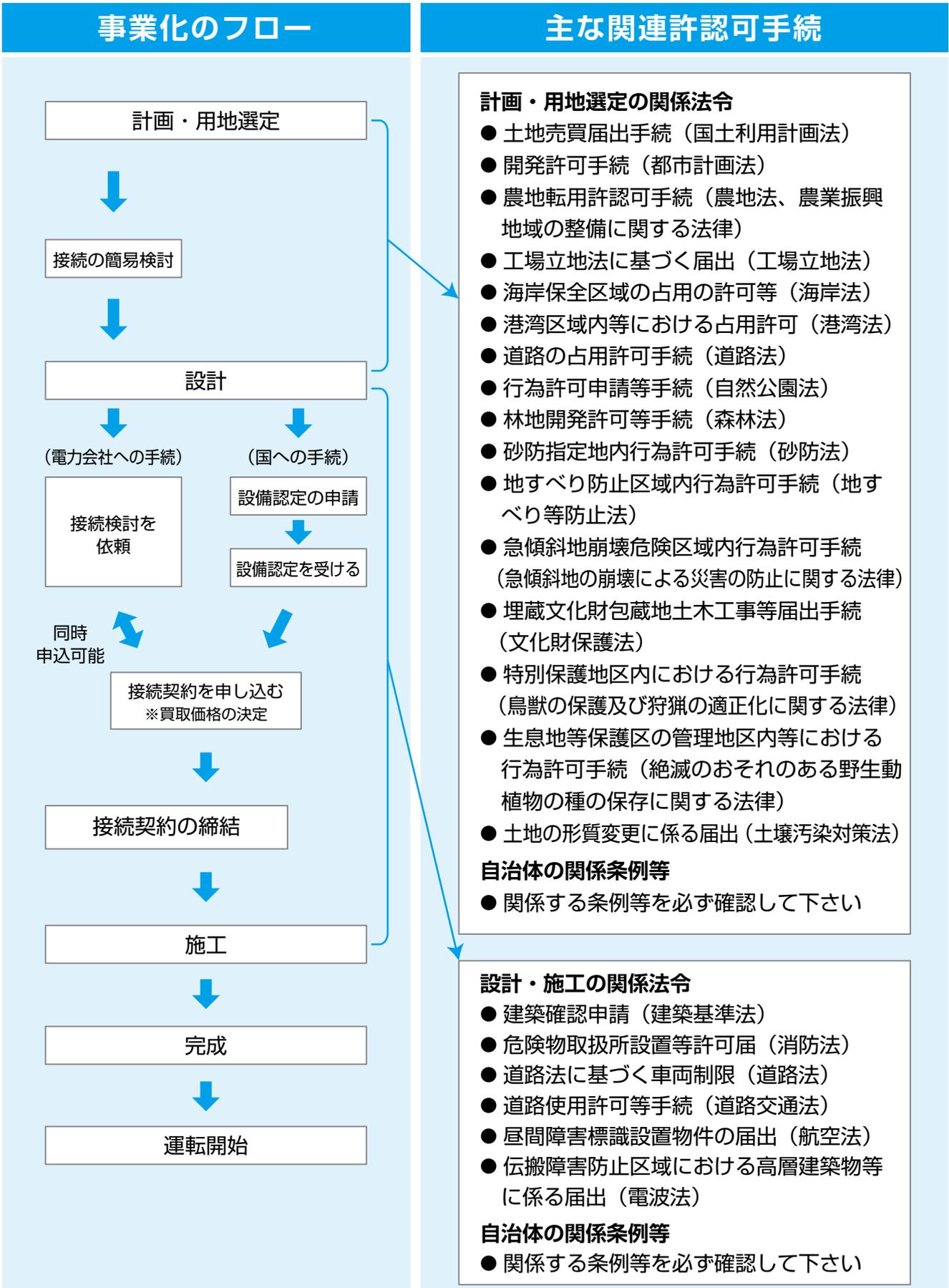


<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(土地の形質変更に係る届出手続) (土壌汚染対策法)</b>	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が 3,000 平方メートル以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。  <b>&lt;参考 81 ページ&gt;</b>	都道府県等の環境部局等
<b>(建築基準法) 建築確認申請</b>	<p>○太陽光発電設備に係る手続</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要となる。 (1)以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i)当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入る場合 (ii)架台下の空間を居住等の屋内的用途に供する場合 (2)電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体)</p> <p>○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続</p> <p>以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要となる。 ・当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。	特定行政庁・指定確認検査機関 ※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>危険物取扱所 設置等許可届 (消防法)</b>	危険物取扱所に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池 設備に用いられる電解液の使用数 量によって、届出が必要となる。	危険物取扱所設置に該当する場 合、当該地域市町村長などの許可 を受けなければならない。	市町村の消防担当部局
<b>車両制限(道路法) 道路法に基づく</b>	建設時において幅、高さ、長さ又 は回転半径が車両制限令で定める 最高限度を超える工事車両を通行 させるために交通規制が必要な場 合	特殊車両通行許可に関する申請書 を提出し、管理者の許可を受けな ければならない。	国、都道府県、市町村 等の各道路管理者窓口

# 関連許認可手続ガイド

## ○風力発電○



※買取価格の決定…認定を受けて接続契約を申し込んだ日の調達価格が適用されます。

## 2. 風力発電

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(国土利用計画法) 土地売買届出手続</b>	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域：2,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・都市計画区域：5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上	権利取得者は、その契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に土地売買に関する届け出を行わなければならない。	市町村の建設部局等
<b>開発許可手続 (都市計画法)</b>	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、すべての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物の建築については、開発許可は不要である。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 80 ページ&gt;</b>	都道府県等の開発許可担当部局

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>農地転用許可手続 (農地法・農業振興地域の 整備に関する法律)</b>	<p>農地を農地以外のものにする場合 又は農地を農地以外のものにする ために所有権等の権利を設定又は 移転する場合</p> <p>なお、農用地区域内の土地につい ては、農用地区域から除外するた めに市町村の農業振興地域整備計 画を変更しなければならない。</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その 土地の現況により、田、畑等の耕 作の目的に供される土地に該当す るか否かを農業委員会に確認する。 (4ヘクタール以下)</p> <p>農業委員会を経由して、都道府県 知事の農地転用許可を受けなけれ ばならない。</p> <p>(4ヘクタール超)</p> <p>都道府県を経由して、農林水産大 臣の農地転用許可を受けなければ ならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;参考 77、78 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県の農地担当部 局、農業委員会等</p>
<b>工場立地法に基づく 届出(工場立地法)</b>	<p>敷地面積 9,000㎡以上又は建築 面積 3,000㎡以上の規模の製造 業等に係る工場を新設又は変更す る場合</p> <p>水力、地熱及び太陽光発電所は除 かれている。</p>	<p>当該特定工場の設置の場所が町村 の区域に属する場合にあっては都 道府県知事に、当該特定工場の設 置の場所が市の区域に属する場合 にあっては市長に、生産施設の面 積や緑地の整備状況について届け 出なければならない。</p>	<p>都道府県又は市の産業 振興部局等</p>
<b>海岸保全区域の占用の許可等 (海岸法)</b>	<p>(海岸保全区域)</p> <p>海岸保全区域(公共海岸の土地に 限る)内において、海岸保全施設 以外の施設又は工作物を設けて当 該海岸保全区域を占有しようとする 場合</p> <p>(一般公共海岸区域)</p> <p>一般公共海岸区域(水面を除く) 内において、施設又は工作物を設 けて当該一般公共海岸区域を占有 しようとする場合</p>	<p>海岸保全区域台帳、一般公共海岸 区域台帳により管理されているた め、各区域内に該当するか否かを 海岸管理者所属部署に照会する。 承認申請書を作成し、当該海岸保 全区域を管理する海岸管理者の許 可を受けなければならない。</p>	<p>海岸管理者所属部署</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>港湾区域内等における占用許可（港湾法）</b>	港湾区域内において又は港湾隣接地域内において、港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む）又は公共空地を占有する場合	港湾台帳により管理されているため、港湾区域又は港湾隣接地域内に該当するか否かを当該港湾の港湾管理者に照会するとともに、当該港湾の港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」設定されているかを確認する。 港湾管理者により占有許可を受けなければならない。 なお、国土交通省港湾局では、平成24年6月に環境省と共同で、港湾に風力発電を導入する際の標準的な手続きを提示した「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－ver.1」を策定・公表していますので、そちらをご参照ください。 <a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000077.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000077.html</a>	当該港湾の港湾管理者
<b>道路の占用許可（道路法）</b>	道路区域内で設置や施工をするために、道路を占有する場合	道路占有許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
<b>行為許可申請等手続（自然公園法）</b>	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>林地開発許可等手続 (森林法)</b>	<p>(保安林以外の民有林) 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールをこえる規模で開発を行う場合</p> <p>(保安林)</p> <p>①保安林として維持しつつ、 －1 保安林において立木を伐採する場合</p> <p>－2 保安林において、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をする場合</p> <p>②保安林を森林以外の用途に供することを目的として、保安林の指定を解除する場合</p>	<p>(保安林以外の民有林) 都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(保安林) 保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。</p> <p>① －1 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>－2 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。 保安林の指定の解除は、(1)「指定理由の消滅」又は(2)「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、急傾斜地等解除できない保安林が存在することに留意が必要。 <b>&lt;参考 79 ページ&gt;</b></p>	都道府県林務担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>許可手続 (砂防指定地内行為)</b>	砂防指定区域内で一定の行為をする場合（例えば、掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為、土石、鉱物の採取、堆積もしくは投棄をする行為、木竹の伐採、又は樹根の採取、木竹の滑り降ろし又は地引きによる搬出、施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合）	砂防指定地台帳により管理されているため、砂防指定区域内に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 砂防指定地内行為について、都道府県知事（または都道府県所管土木事務所長）の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等
<b>地すべり防止区域内 行為許可手続 (地すべり等防止法)</b>	地すべり防止区域内において、のり長 3メートル以上ののり切又は直高 2メートル以上の切土、地表から深さ 2メートル以上の掘削その他の地すべり防止を阻害または地すべりを助長、誘発する行為を行う場合	地すべり防止区域台帳により管理されているため、地すべり防止区域内に該当するか否かを右記問合せ先に照会する。 地すべり防止区域内行為について、都道府県知事の許可を受けなければならない。	(国交省所管) 都道府県砂防担当部局等 (農水省所管) 都道府県農林水産事務所等
<b>急傾斜地崩壊危険区域内行為許可手続 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)</b>	急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為、ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積等を行う場合	急傾斜地崩壊危険区域台帳により管理されているため、急傾斜地崩壊危険区域に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等



<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>埋蔵文化財包蔵地 土木工事等届出手続 (文化財保護法)</b>	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。 <b>&lt;参考 82 ページ&gt;</b>	教育委員会等
<b>特別保護地区内における 及び狩猟の適正化に関する法律 及び狩猟の適正化に関する法律</b>	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区（国指定特別保護地区）にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区（都道府県指定特別保護地区）にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等
<b>生息地等保護区の管理地区内における 野生動物種の保存に関する法律 野生動物種の保存に関する法律</b>	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

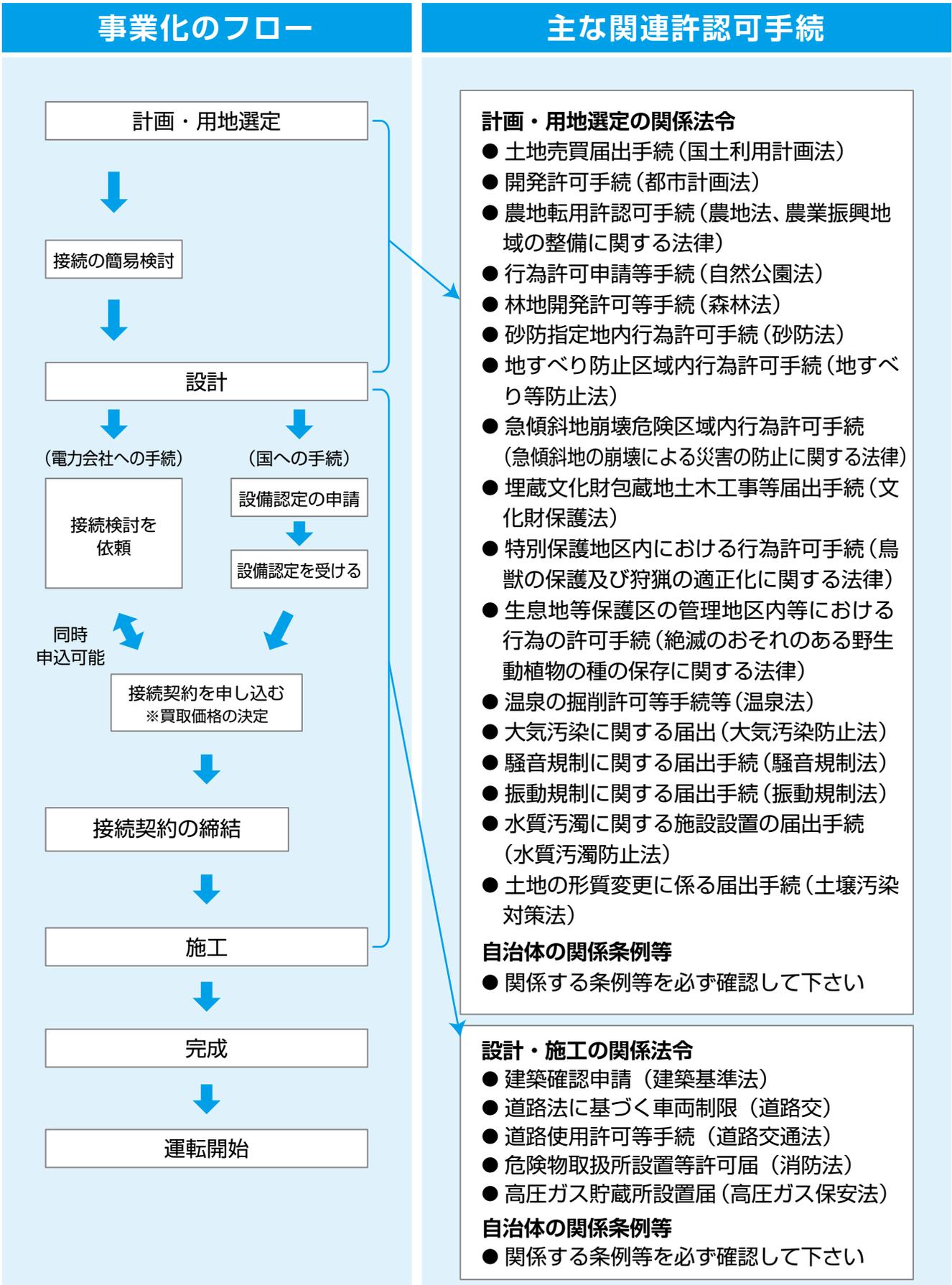
<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>土地の形質変更に係る 届出手続 (土壌汚染対策法)</b>	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が 3,000 平方メートル以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。 <b>&lt;参考 81 ページ&gt;</b>	都道府県等の環境部局等
<b>建築確認申請 (建築基準法)</b>	<p>○風力発電設備に係る手続 以下の場合を除き、建築確認が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電設備が電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物に該当する場合</li> <li>・風力発電設備が船舶安全法第 2 条第 1 項の適用を受けるものである場合</li> </ul> <p>○風力発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</li> </ul>	建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。	特定行政庁・指定確認 検査機関 ※特定行政庁：建築主 事を置く地方公共団体

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>危険物取扱所 (設置等許可届所 消防法)</b>	危険物取扱所に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出が必要となる。	危険物取扱所設置に該当する場合、当該地域市町村長などの許可を受けなければならない。	市町村の消防担当部局
<b>車両制限 (道路法に基づく 道路法)</b>	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させるために交通規制が必要な場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
<b>道路使用許可等手続 (道路交通法)</b>	①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を超えて運転する場合	①交通の妨害にならないこと、条件付きで作業することにより妨害とならないこと、公益上、社会習慣上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長に申請し許可を受けなければならない。 ②貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、総理府令で定められた許可証の様式に従い、車両の出発地警察署長に申請し許可を受けなければならない。	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>物件の届出 (航空法) 昼間障害標識設置</b>	昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのものの設置者が、当該物件に昼間障害標識を設置した場合	遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。	地方航空局の航空灯火・電気技術部局
<b>伝搬障害防止区域における 高層建築物等に係る届出 (電波法)</b>	発電所建設地が電波障害防止区域（重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める）に指定されており、発電施設の最高部が31mを超える場合	伝搬障害防止区域図により管理されているため、電波障害防止区域内に該当するか否かを地方総合通信局無線通信部局等に照会する。 高層建築物等予定工事届等を総務大臣へ届け出なければならない。	地方総合通信局無線通信部局等

# 関連許認可手続ガイド

## ○地熱発電○



※買取価格の決定…認定を受けて接続契約を申し込んだ日の調達価格が適用されます。

### 3. 地熱発電

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(国土利用計画法) 土地売買届出手続</b>	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域：2,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・都市計画区域：5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上	権利取得者は、その契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に土地売買に関する届け出を行わなければならない。	市町村の建設部局等
<b>開発許可手続 (都市計画法)</b>	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、すべての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 80 ページ&gt;</b>	都道府県等の開発許可担当部局

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>農業振興地域の整備に関する法律・ 農地転用許可手続（農地法）</b>	<p>農地を農地以外のものにする場合 又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合</p> <p>なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。 (4ヘクタール以下)</p> <p>農業委員会を經由して、都道府県知事の農地転用許可を受けなければならない。</p> <p>(4ヘクタール超)</p> <p>都道府県を經由して、農林水産大臣の農地転用許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;参考 77、78 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県の農地担当部局、農業委員会等</p>
<b>行為許可申請等手続（自然公園法）</b>	<p>(国立公園・国定公園)</p> <p>①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、土石の採取、木竹の伐採等をする場合</p> <p>②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、土石の採取、木竹の伐採等をする場合</p> <p>③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更、土石の採取等をする場合</p> <p>(都道府県立自然公園)</p> <p>④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、土石の採取、木竹の伐採等をする場合</p> <p>⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更、土石の採取等をする場合</p>	<p>右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。</p> <p>①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p> <p>④都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>林地開発許可等手続 (森林法)</b>	<p>(保安林以外の民有林) 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールをこえる規模で開発を行う場合</p> <p>(保安林)</p> <p>①保安林として維持しつつ、 －1 保安林において立木を伐採する場合</p> <p>－2 保安林において、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をする場合</p> <p>②保安林を森林以外の用途に供することを目的として、保安林の指定を解除する場合</p>	<p>(保安林以外の民有林) 都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(保安林) 保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。</p> <p>① －1 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>－2 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。 保安林の指定の解除は、(1)「指定理由の消滅」又は(2)「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、急傾斜地等解除できない保安林が存在することに留意が必要。</p> <p style="text-align: center;">&lt;参考 79 ページ&gt;</p>	都道府県林務担当部局等



<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>砂防指定地内行為 許可手続 (砂防法)</b>	砂防指定区域内で一定の行為をする場合（例えば、掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為、土石、鉱物の採取、堆積もしくは投棄をする行為、木竹の伐採、又は樹根の採取、木竹の滑り降ろし又は地引きによる搬出、施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合）	砂防指定地台帳により管理されているため、砂防指定区域内に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 砂防指定地内行為について、都道府県知事（または都道府県所管土木事務所長）の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等
<b>地すべり防止区域内 行為許可手続 (地すべり防止法)</b>	地すべり防止区域内において、のり長3メートル以上ののり切又は直高2メートル以上の切土、地表から深さ2メートル以上の掘削その他の地すべり防止を阻害または地すべりを助長、誘発する行為を行う場合	地すべり防止区域台帳により管理されているため、地すべり防止区域内に該当するか否かを右記問合せ先に照会する。 地すべり防止区域内行為について、都道府県知事の許可を受けなければならない。	(国交省所管) 都道府県砂防担当部局等 (農水省所管) 都道府県農林水産事務所等
<b>急傾斜地崩壊危険区域内行為許可手続 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)</b>	急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為、ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積等を行う場合	急傾斜地崩壊危険区域台帳により管理されているため、急傾斜地崩壊危険区域に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>埋蔵文化財包蔵地土木工事等 届出手続 (文化財保護法)</b>	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。 <b>&lt;参考 82 ページ&gt;</b>	教育委員会等
<b>特別保護地区内における 行為許可手続(鳥獣の保護 及び狩猟の適正化に関する法律)</b>	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等
<b>生息地等保護区の管理地区内等における 行為の許可手続(絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律)</b>	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>温泉の掘削の許可等 手続（温泉法）</b>	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合	掘削しようとする土地の所在、湧出路の口径、深さ、その他掘削の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。	都道府県担当窓口
<b>増掘又は動力の装置の許可等 手続（温泉法）</b>	温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置する場合	増掘等をしようとする土地の所在、温泉の湧出量、温度、成分、増掘後の湧出路の口径、深さ、その他増掘の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。	都道府県担当窓口
<b>温泉の採取の許可等 手続（温泉法）</b>	温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合	温泉の採取を行おうとする土地の所在、設備の配置図、構造図、メタンの濃度及び量の測定結果等を都道府県知事に申請して許可等を受けなければならない。	都道府県担当窓口

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>大気汚染に関する届出 (大気汚染防止法)</b>	<p>熱供給事業、電気供給事業など、ばい煙発生施設を有する事業を行う場合</p> <p>なお、電気事業法で規定される電気工作物において発生するばい煙を排出する場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>ばい煙発生施設の設置について、都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>騒音規制に関する届出手続 (騒音規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(特定建設作業の実施) 特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>振動規制に関する届出手続 (振動規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(特定建設作業の実施) 当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>

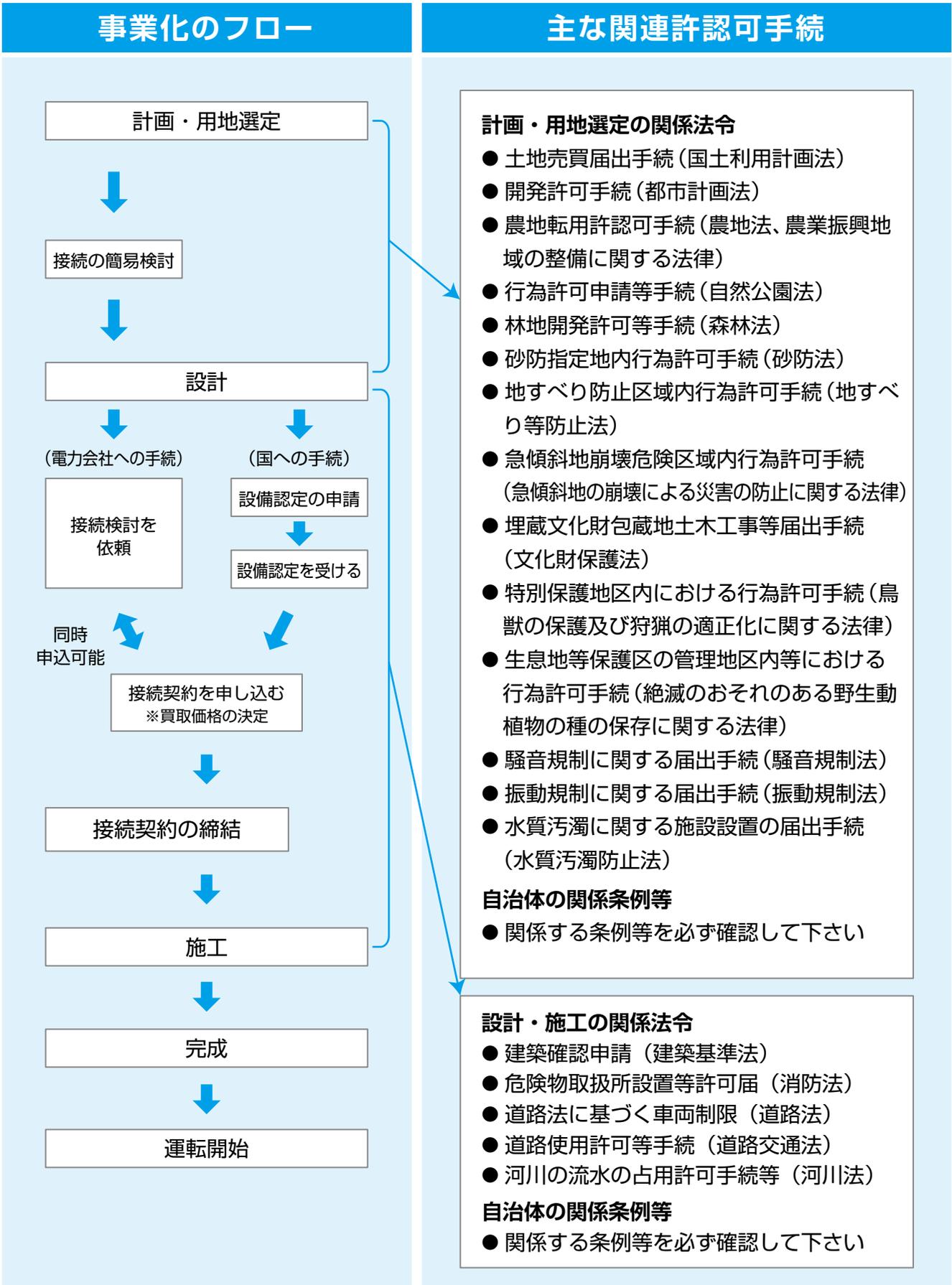
<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>水質汚濁に関する施設設置の届出手続 (水質汚濁防止法)</b>	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、熱水の導出先の施設が水濁法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共用水域への排水等については水濁法に基づく規制が適用される。</p> <p>また、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>土地の形質変更に係る届出手続 (土壌汚染対策法)</b>	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000平方メートル以上の場合</p>	<p>当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p><b>&lt;参考 81 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県等の環境部局等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(建築基準法) 建築確認申請</b>	<p>○地熱発電設備に付属する建築物に係る手続地熱発電設備に付属する建築物に係る手続</p> <p>以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要となる。</p> <p>・当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、当該工事に着手する前に建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関</p>
<b>道路法に基づく 車両制限(道路法)</b>	<p>建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させるために交通規制が必要な場合</p>	<p>特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口</p>
<b>道路使用許可等手続(道路交通法)</b>	<p>①設置工事、作業の際に道路を使用する場合</p> <p>②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を超えて運転する場合</p>	<p>①交通の妨害にならないこと、条件付きで作業することにより妨害とならないこと、公益上、社会習慣上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長に申請し許可を受けなければならない。</p> <p>②貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、総理府令で定められた許可証の様式に従い、車両の出発地警察署長に申請し許可を受けなければならない。</p>	<p>①車両の出発地の警察署</p> <p>②所轄警察署</p>

<b>手続</b> <b>(関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>危険物取扱所</b> <b>(設置等許可届)</b> <b>(消防法)</b>	危険物取扱所に該当する場合 例えば、アンモニア・ペンタン等の貯蔵数量によって、届出が必要となる。	危険物取扱所設置に該当する場合、当該地域市町村長などの許可を受けなければならない。	市町村の消防担当部局
<b>高圧ガス貯蔵所設置届</b> <b>(高圧ガス保安法)</b>	容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合 ※例えば、アンモニアの貯蔵容量によって、設置届出や設置許可申請が必要となる。	あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（「第二種貯蔵所」）において実施しなければならない。	都道府県の産業保安部局

# 関連許認可手続ガイド

## ○中小水力発電○



※買取価格の決定…認定を受けて接続契約を申し込んだ日の調達価格が適用されます。



## 4. 中小水力発電

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(国土地利用計画法) 土地売買届出手続</b>	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域：2,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・都市計画区域：5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上	権利取得者は、その契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に土地売買に関する届け出を行わなければならない。	市町村の建設部局等
<b>開発許可手続 (都市計画法)</b>	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、すべての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 80 ページ&gt;</b>	都道府県等の開発許可担当部局
<b>農地転用許認可手続 (農地法・農業振興地域の整備に関する法律)</b>	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合 なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。	土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。 (4 ヘクタール以下) 農業委員会を経由して、都道府県知事の農地転用許可を受けなければならない。 (4 ヘクタール超) 都道府県を経由して、農林水産大臣の農地転用許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 77、78 ページ&gt;</b>	都道府県の農地担当部局、農業委員会等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>行為許可申請等手続 (自然公園法)</b>	<p>(国立公園・国定公園)</p> <p>①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水位・水量を増減させる行為等をする場合</p> <p>②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水位・水量を増減させる行為等をする場合</p> <p>③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更、水位・水量を増減させる行為等をする場合</p> <p>(都道府県立自然公園)</p> <p>④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水位・水量を増減させる行為等をする場合</p> <p>⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更、水位・水量を増減させる行為等をする場合</p>	<p>右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。</p> <p>①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後 30 日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p> <p>④都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>⑤都道府県知事への届出をし、届出後 30 日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>林地開発許可等手続 (森林法)</b>	<p>(保安林以外の民有林) 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールをこえる規模で開発を行う場合</p> <p>(保安林)</p> <p>①保安林として維持しつつ、 －1 保安林において立木を伐採する場合</p> <p>－2 保安林において、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をする場合</p> <p>②保安林を森林以外の用途に供することを目的として、保安林の指定を解除する場合</p>	<p>(保安林以外の民有林) 都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(保安林) 保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。</p> <p>① －1 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>－2 都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。 保安林の指定の解除は、(1)「指定理由の消滅」又は(2)「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、急傾斜地等解除できない保安林が存在することに留意が必要。</p> <p style="text-align: center;">&lt;参考 79 ページ&gt;</p>	都道府県林務担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>許 可 手 続 （ 砂 防 指 定 地 内 行 為 ）</b>	砂防指定区域内で一定の行為をする場合（例えば、掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為、土石、鉱物の採取、堆積もしくは投棄をする行為、木竹の伐採、又は樹根の採取、木竹の滑り降ろし又は地引きによる搬出、施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合）	砂防指定地台帳により管理されているため、砂防指定区域内に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 砂防指定地内行為について、都道府県知事（または都道府県所管土木事務所長）の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等
<b>許 可 手 続 （ 地 す べ り 防 止 区 域 内 行 為 ）</b>	地滑り防止区域内において、のり長3メートル以上ののり切又は直高2メートル以上の切土、地表から深さ2メートル以上の掘削その他の地滑り防止を阻害または地滑りを助長、誘発する行為を行う場合	地すべり防止区域台帳により管理されているため、地滑り防止区域内に該当するか否かを右記問合せ先に照会する。 地すべり防止区域内行為について、都道府県知事の許可を受けなければならない。	（国交省所管） 都道府県砂防担当部局等 （農水省所管） 都道府県農林水産事務所等
<b>よ る 許 可 手 続 の 防 止 に 関 す る 法 律 ）</b>	急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為、ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積等を行う場合	急傾斜地崩壊危険区域台帳により管理されているため、急傾斜地崩壊危険区域に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。	都道府県砂防担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 (文化財保護法)</b>	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。 <b>&lt;参考 82 ページ&gt;</b>	教育委員会等
<b>特別保護地区内における行為許可手続 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)</b>	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等
<b>おける生息地等保護区の管理地区内等における野生動物の種の保存に関する法律</b>	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>騒音規制に関する届出手続 (騒音規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る）に特定施設を設置しようとする場合 ※例えば、空気圧縮機及び送風機の定格出力が一定以上の場合など。 なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。 (特定建設作業の実施) 特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>振動規制に関する届出手続 (振動規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る）に特定施設を設置しようとする場合 ※例えば、圧縮機の定格出力が一定以上の場合など。 なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。 (特定建設作業の実施) 当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>

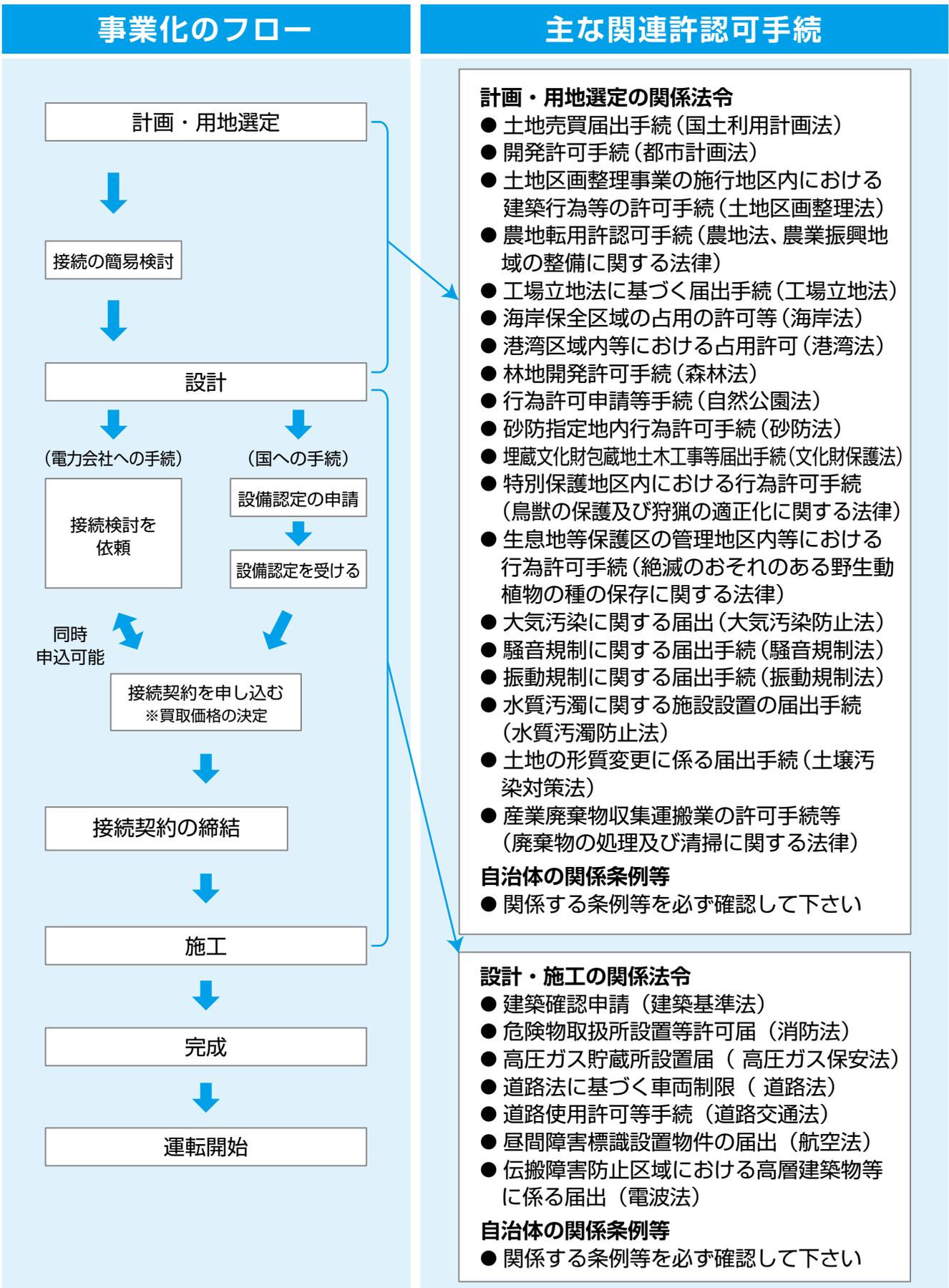
<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>水質汚濁に関する施設設置の届出手続(水質汚濁防止法)</b>	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、熱水の導出先の施設が水濁法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共用水域への排水等については水濁法に基づく規制が適用される。</p>	<p>都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等</p>
<b>(建築基準申請)</b>	<p>○中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続</p> <p>以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要となる。 ・当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、当該工事に着手する前に建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関</p>
<b>危険物取扱所設置等許可届(消防法)</b>	<p>危険物取扱所に該当する場合</p> <p>※例えば、潤滑油・操作油に使用しているタービン油の使用・貯蔵数量によって、届出が必要となる。</p>	<p>建築確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けなければならない。確認申請は、建築主から市町村へ工事着工7日前までに届出すればよいが、事前に協議することが必要である。</p>	<p>市町村の消防担当部局</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>車両制限 (道路法に基づく)</b>	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させるために交通規制が必要な場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
<b>道路使用許可等手続 (道路交通法)</b>	①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を超えて運転する場合	①交通の妨害にならないこと、条件付きで作業することにより妨害とならないこと、公益上、社会習慣上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長に申請し許可を受けなければならない。 ②貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、総理府令で定められた許可証の様式に従い、車両の出発地警察署長に申請し許可を受けなければならない。	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署
<b>河川の流水の占用の許可等手続 (河川法)</b>	(流水の占用の許可) 河川の流水を取水して発電をしようとする場合 (流水の占用の登録) 既に許可を受けた流水等のみを利用して発電をしようとする場合 (土地の占用の許可) 河川区域内の土地を占有しようとする場合 (工作物の新築等の許可) 河川区域内に工作物を新築、改築又は除去しようとする場合	(流水の占用の許可) 申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。 (流水の占用の登録) 申請書を提出し、河川管理者の登録を受けなければならない。 (土地の占用の許可) 申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。 (工作物の新築等の許可) 申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。	河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県等の担当部局等



# 関連許認可手続ガイド

## ○バイオマス発電○



※買取価格の決定…認定を受けて接続契約を申し込んだ日の調達価格が適用されます。

## 5. バイオマス発電

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(国土利用計画法) 土地売買届出手続</b>	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域：2,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・都市計画区域：5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上	権利取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に土地売買に関する届け出を行わなければならない。	市町村の建設部局等
<b>開発許可手続 (都市計画法)</b>	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、すべての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。左記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 80 ページ&gt;</b>	都道府県等の開発許可担当部局

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>土地 区画 整理 事業 の 施行 地区 区内 にお ける 建築 行為 等の 許可 手続 (土地 区画 整理 法)</b>	<p>施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件*の設置若しくは堆積を行おうとする場合</p> <p>※移動の容易でない物件…その重量が5トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。)</p>	<p>都道府県等の区画整理担当部局等へ問合せ、土地区画整理事業の計画により、施行区域内に該当するか否かを確認する。</p> <p>組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分の公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長)の許可を受けなければならない。</p>	<p>都道府県等の区画整理担当部局等</p>
<b>農地 転用 許可 手続 (農地 法・農 業振 興地 域の 整備 に関 する 法律)</b>	<p>農地を農地以外のものにする場合 又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合</p> <p>なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。</p> <p>(4ヘクタール以下) 農業委員会を経由して、都道府県知事の農地転用許可を受けなければならない。</p> <p>(4ヘクタール超) 都道府県を経由して、農林水産大臣の農地転用許可を受けなければならない。</p> <p><b>&lt;参考 77、78 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県の農地担当部局、農業委員会等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>工場立地法に基づく 届出(工場立地法)</b>	敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の規模の製造業等に係る工場を新設又は変更する場合(水力、地熱及び太陽光発電所は除かれている)	当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあっては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあっては市長に、生産施設の面積や緑地の整備状況について届け出なければならない。	都道府県又は市の産業振興部局等
<b>海岸保全区域の占用の許可等 (海岸法)</b>	(海岸保全区域) 海岸保全区域(公共海岸の土地に限る)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとする場合 (一般公共海岸区域) 一般公共海岸区域(水面を除く)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとする場合	海岸保全区域台帳、一般公共海岸区域台帳により管理されているため、各区域内に該当するか否かを海岸管理者所属部署に照会する。 承認申請書を作成し、当該海岸保全区域を管理する海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸管理者所属部署
<b>港湾区域内等における占有許可(港湾法)</b>	港湾区域内において又は港湾隣接地域内において、港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む)又は公共空地を占有する場合	港湾台帳により管理されているため、港湾区域又は港湾隣接地域内に該当するか否かを当該港湾の港湾管理者に照会する。 港湾管理者により占有許可を受けなければならない。	当該港湾の港湾管理者
<b>林地開発許可手続 (森林法)</b>	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールをこえる規模で開発を行う場合	都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。 <b>&lt;参考 79 ページ&gt;</b>	都道府県林務担当部局等

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>行為許可申請等手続 (自然公園法)</b>	<p>(国立公園・国定公園)</p> <p>①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園)</p> <p>④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合</p>	<p>右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。</p> <p>①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p> <p>④都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等</p>
<b>許可手続(砂防法)</b> <b>砂防指定地内行為</b>	<p>砂防指定区域内で一定の行為をする場合(例えば、掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為、土石、鉱物の採取、堆積もしくは投棄をする行為、木竹の伐採、又は樹根の採取、木竹の滑り降ろし又は地引きによる搬出、施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合)</p>	<p>砂防指定地台帳により管理されているため、砂防指定区域内に該当するか否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。</p> <p>砂防指定地内行為について、都道府県知事(または都道府県所管土木事務所長)の許可を受けなければならない。</p>	<p>都道府県砂防担当部局等</p>
<b>埋蔵文化財包蔵地 土木工事等届出手続 (文化財保護法)</b>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合</p>	<p>埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。</p> <p>発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;参考 82 ページ&gt;</b></p>	<p>教育委員会等</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>特別保護地区内における行為 許可手続(鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律)</b>	<p>特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合</p> <p>※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p>	<p>鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあつては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等</p>
<b>生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可手続(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)</b>	<p>(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合</p> <p>(監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合</p> <p>※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p>	<p>(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等</p>
<b>大気汚染に関する届出 (大気汚染防止法)</b>	<p>熱供給事業、電気供給事業など、ばい煙発生施設を有する事業を行う場合</p> <p>なお、電気事業法で規定される電気工作物において発生するばい煙を排出する場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>ばい煙発生施設の設置について、都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>騒音規制に関する届出手続 (騒音規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る）に特定施設を設置しようとする場合 ※例えば、チッパー（定格出力が一定規模以上のもの）を設置する場合など。 なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。 (特定建設作業の実施) 特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>振動規制に関する届出手続 (振動規制法)</b>	<p>(特定施設の設置) 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る）に特定施設を設置しようとする場合 ※例えば、チッパー（定格出力が一定規模以上のもの）を設置する場合など。 なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置) 特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届け出なければならない。 (特定建設作業の実施) 当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>水質汚濁に関する施設設置の届出手続</b> <small>(水質汚濁防止法)</small>	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、熱水の導出先の施設が水濁法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共用水域への排水等については水濁法に基づく規制が適用される。</p> <p>また、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等</p> <p>(電気工作物の場合) 各地方の産業保安監督部</p>
<b>土地の形質変更に係る届出手続</b> <small>(土壌汚染対策法)</small>	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000平方メートル以上の場合</p>	<p>当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p><b>&lt;参考 81 ページ&gt;</b></p>	<p>都道府県等の環境部局等</p>
<b>産業廃棄物収集運搬業の許可手続等</b> <small>(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</small>	<p>(廃棄物処理業)</p> <p>廃材処理費を徴収(逆有償)し、収集・運搬、処分を業として行う場合</p> <p>(廃棄物処理施設)</p> <p>一定規模以上の処理施設を設置する場合</p>	<p>一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、一般・産業廃棄物処理施設を設置する場合には都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受けなければならない。</p>	<p>都道府県、市・特別区、各地の保健所</p>



<b>手続</b> <b>(関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>(建築基準法)</b> <b>建築確認申請</b>	<p>○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続</p> <p>以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要となる。</p> <p>なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可を要する。</p> <p>・当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、当該工事に着手する前に建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関</p>
<b>(消防法)</b> <b>危険物取扱所設置等許可届</b>	<p>危険物取扱所に該当する場合</p> <p>※例えば、木くず（木質バイオマスの場合）や潤滑油・非常用兼用発電機の燃料油等の使用・貯蔵数量によって、届出が必要となる。</p>	<p>危険物取扱所設置に該当する場合、当該地域市町村長などの許可を受けなければならない。</p>	<p>市町村の消防担当部局</p>
<b>(高圧ガス保安法)</b> <b>高圧ガス貯蔵所設置届</b>	<p>容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合</p> <p>※例えば、補助燃料である液化石油ガスや圧縮天然ガス等の貯蔵容量によって、設置届出や設置許可申請が必要となる。</p>	<p>あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（「第二種貯蔵所」）において実施しなければならない。</p>	<p>都道府県の産業保安部局</p>

<b>手続 (関連法規)</b>	<b>手続が必要となる場合</b>	<b>確認方法・手続内容</b>	<b>問い合わせ先・提出先</b>
<b>車両制限 (道路法) 道路法に基づく</b>	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させるために交通規制が必要な場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
<b>道路使用許可等手続 (道路交通法)</b>	①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を超えて運転する場合	①交通の妨害にならないこと、条件付きで作業することにより妨害とならないこと、公益上、社会習慣上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長に申請し許可を受けなければならない。 ②貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、総理府令で定められた許可証の様式に従い、車両の出発地警察署長に申請し許可を受けなければならない。	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署
<b>物件の届出 (航空法) 昼間障害標識設置</b>	昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのものの設置者が、当該物件に昼間障害標識を設置した場合	遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。	河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局等
<b>おける届出 (電波法) 伝搬障害防止区域に係る高層建築物等に</b>	発電所建設地が電波障害防止区域（重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める）に指定されており、発電施設の最高部が31mを超える場合	伝搬障害防止区域図により管理されているため、電波障害防止区域内に該当するか否かを地方総合通信局無線通信部局等に照会する。高層建築物等予定工事届等を総務大臣へ届け出なければならない。	地方総合通信局無線通信部局等



## 6. 主要許認可等のフロー

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく制度の概要

- 地域主導により、計画的に農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する枠組み
- 農林地等の適切な利用調整と、売電収入の地域への還元により、農山漁村の活性化を図ることとしている。
- 各種法律の手続きを市町村を通じてワンストップ化できるとともに、第1種農地の転用不許可の例外措置が受けられるなどの特例がある。

## 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 計画制度

### 基本理念

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、

- ・地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ・地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、適切な土地利用調整が行われなければならない。

### 基本方針（国）

農林漁業との調和や農林地等の適切な利用調整 等の方針

### 基本計画（市町村）

- ・農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
- ・再エネ発電設備の整備を促進する区域
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組 等

### 協議会

- ①市町村、②設備整備者、③農林漁業者・団体、地域住民等 から構成

- ・ 手順のワンストップ化
- ・ 農林地等の権利移転の一括処理 等

申請

認定

同意

### 設備整備計画（設備整備者）

- ・ 発電設備の整備の内容
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

### 国・都道府県

農地法、森林法、漁港漁場整備法等の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断

# 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度  
〈農業上の土地利用のゾーニング〉

農振法

農地転用許可制度  
〈個別転用を規制〉

農地法

農業振興地域  
(都道府県が指定)

長期にわたり総合的に  
農業振興を図る地域

農用地区域  
(市町村が設定)  
農業上の利用を  
図るべき土地の区域  
  
(転用禁止)\*

農振白地地域

農業振興地域外

許可権者

4 ha以下の農地転用：都道府県知事  
(2～4 haは農林水産大臣に協議)  
4 ha超の農地転用：農林水産大臣

不許可

I 原則不許可

[第1種農地]  
・ 集団農地  
・ 土地改良事業対象農地 等

II IIIに立地困難な  
場合に許可

[第2種農地]  
・ 土地改良事業の対象と  
なっていない小集団の  
生産力の低い農地 等

III 原則許可

[第3種農地]  
・ 市街地にある農地 等

市街化区域：届出制



生産性の高い  
優良農地



小集団の  
未整備農地



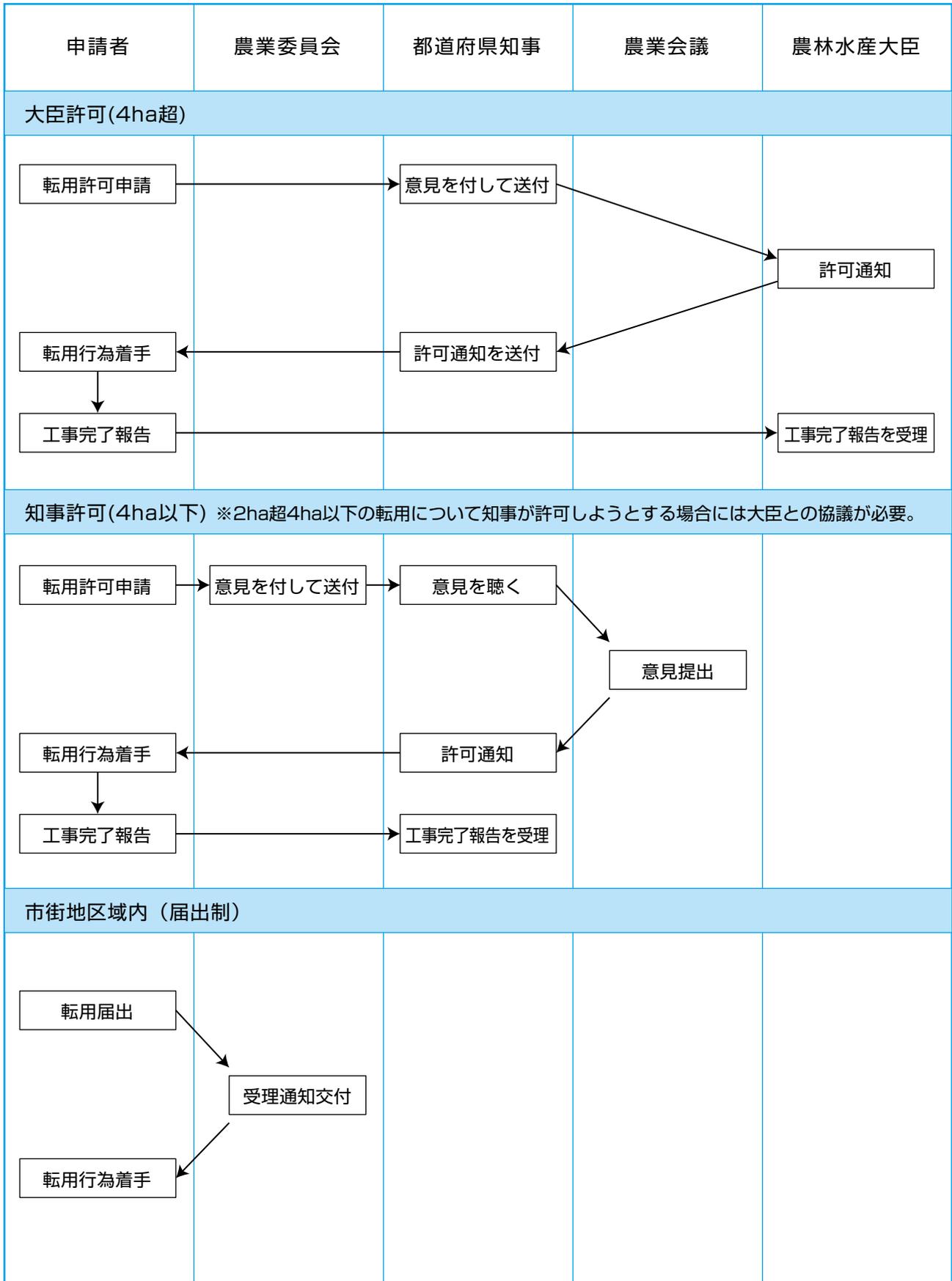
市街地  
近郊農地



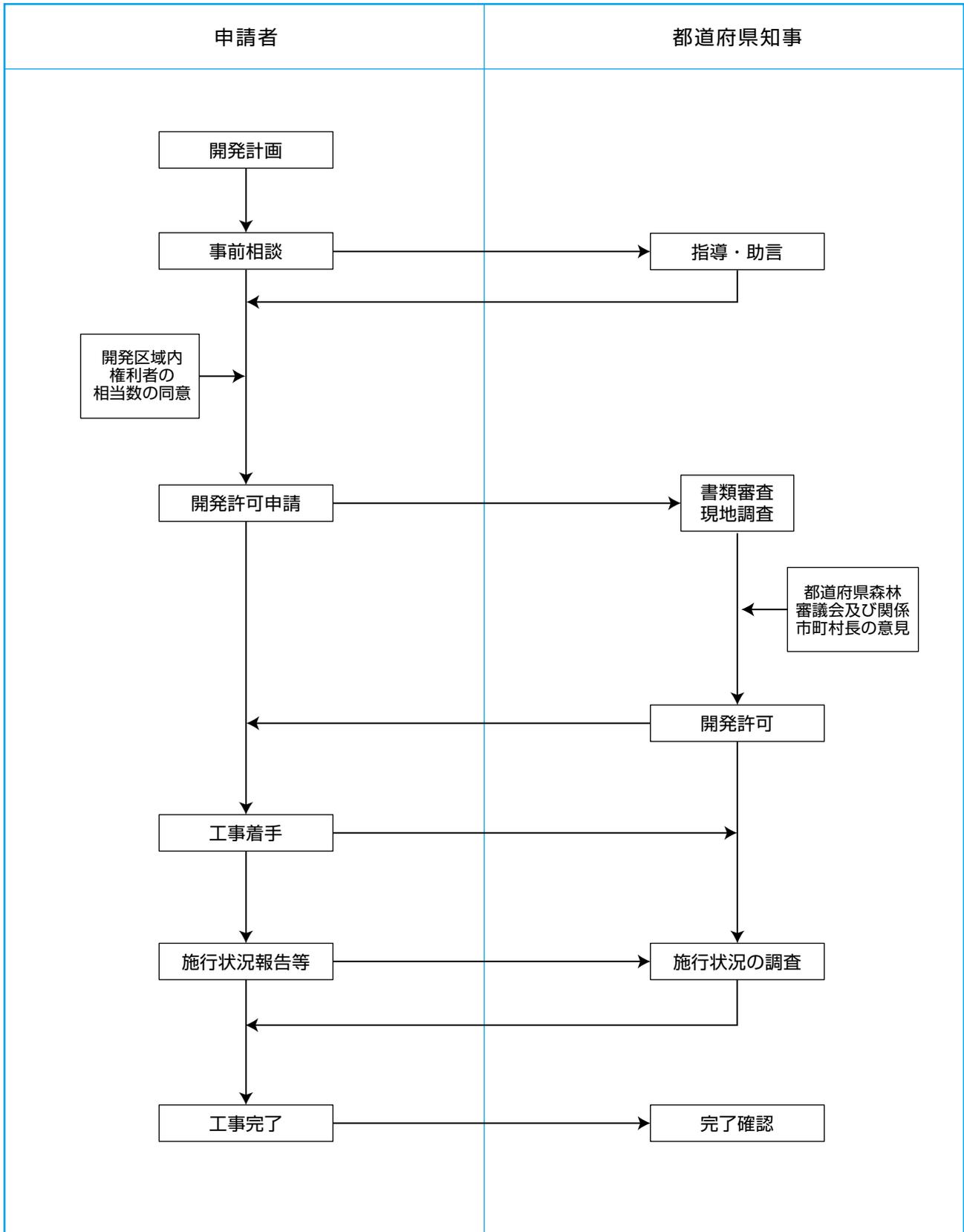
市街地の農地

\* 農地転用を行うには、農用地区域の変更が必要。  
注：農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。

## 農地法に係る農地転用許可の手続きフロー



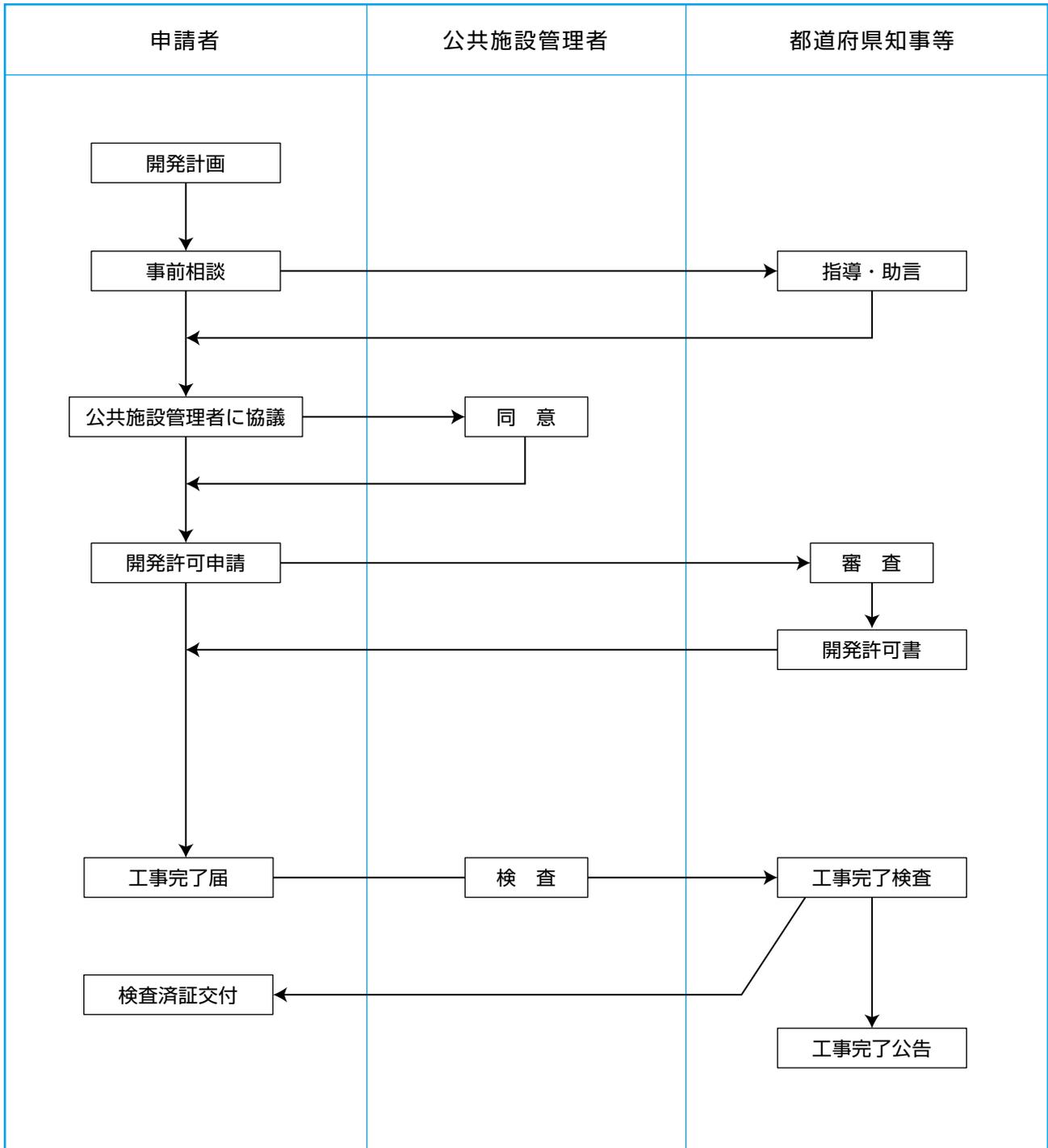
## 森林法に係る林地開発許可の手続きフロー



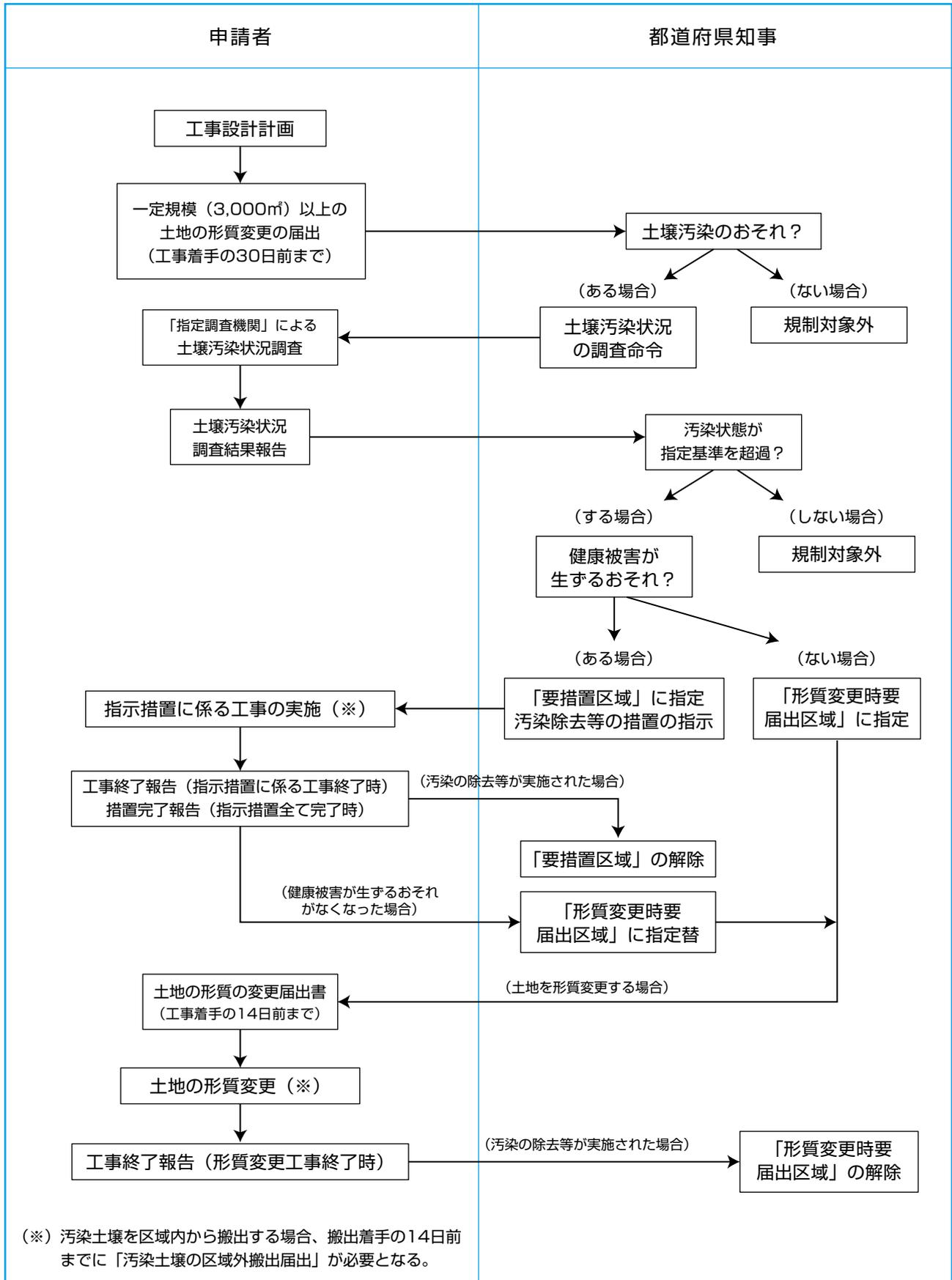
注) このフローは、林地開発許可に係る手続きの主な流れを示したものであり、ここに書かれていない手続き（例えば、地元からの同意の取得や、河川管理者からの同意の取得等）が必要となる場合があります。詳細は、各都道府県林務担当部局等にお問い合わせください。



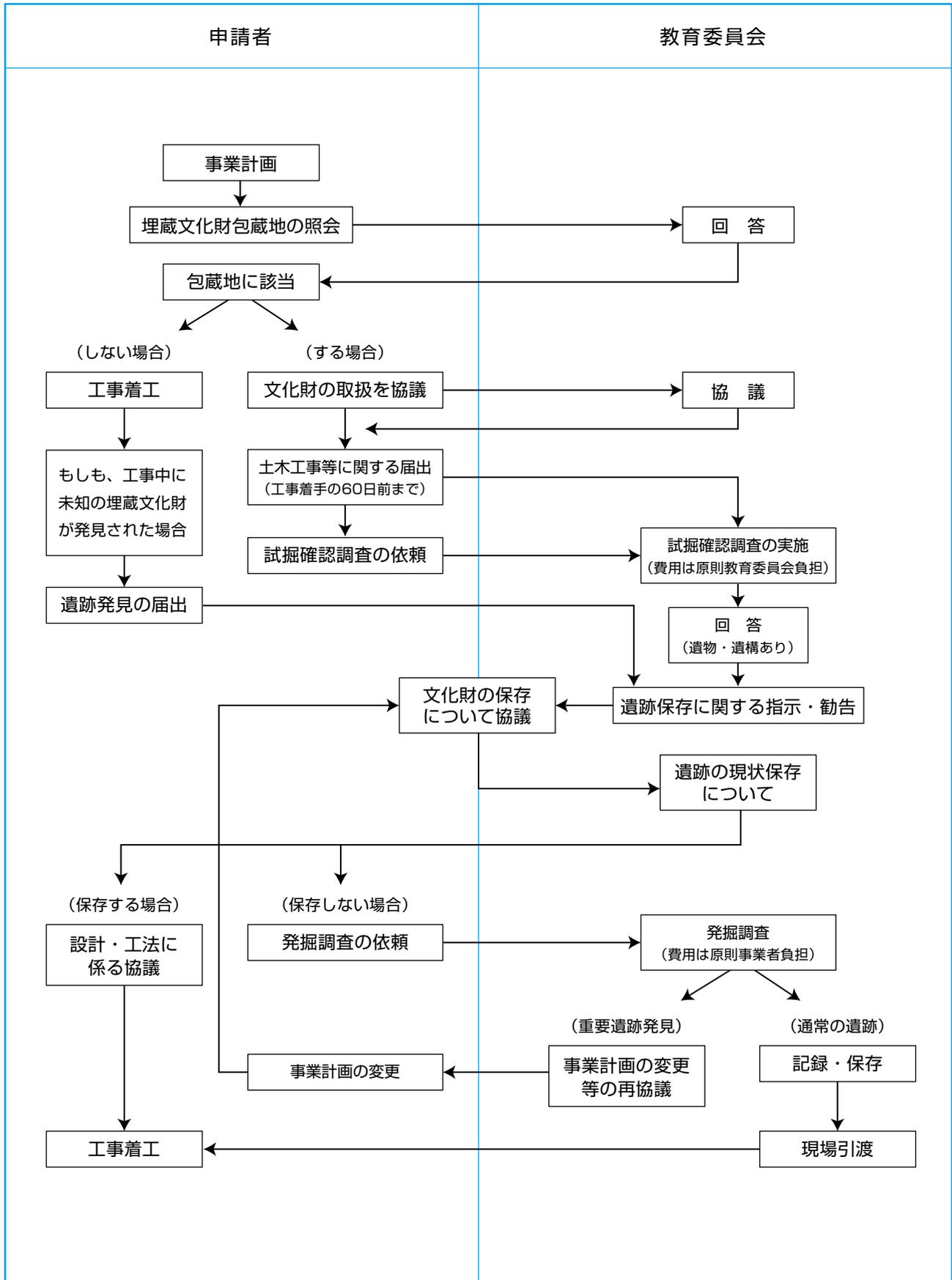
## 都市計画法に係る開発許可の手続きフロー



# 土壌汚染対策法に係る土地の形質変更に係る手続きフロー



# 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係る手続きフロー



## 資金を調達する

再生可能エネルギー発電事業支援メニュー

## 再生可能エネルギー発電事業支援メニュー 目次

支援メニュー概要一覧	85
各種支援施策	
1. 導入支援	88
2. 実証・モデル事業	113
3. 調査	140
4. 研究開発・その他	142
電源 / フェーズ別支援メニュー	156

### 使い方

次頁の「支援メニュー概要一覧」では、利用できる施策を導入支援、実証・モデル事業、調査、研究開発・その他に分類し、支援制度を探ることができるようになっています。

また、「再生可能エネルギー発電事業支援メニュー」の末尾に掲載されている「電源別 / フェーズ別支援メニュー」では、再生可能エネルギー発電事業支援メニューを電源別（太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、その他（再エネ熱、蓄電池、系統等））、フェーズ別（導入支援、実証・モデル事業、調査、研究開発・その他）に分類し、利用できる支援制度が一覧できるようになっています。

※各項目に該当する施策を表示しておりますので、1つの施策が複数の項目に表示されていることがあります。

### 留意事項

1. 掲載されている施策の内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。
3. 支援施策が採択された場合であっても、関連する許認可手続きについては、申請者の責任において確実に手続を実施してください。

## 支援施策概要一覧

	概要	施策名	頁
1 導入支援	融資を受けたい	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88
	税制の優遇を受けたい	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89
	税制の優遇を受けたい	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90
	農林漁業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91
	農業農村活性化のために整備された施設等に再生可能エネルギーを供給したい	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92
	自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入したい	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93
	再生可能エネルギーを利用した設備を設置したい	私立学校施設整備費補助金	94
	公立学校に太陽光発電設備等を導入したい	学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	95
	福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96
	被災地の復興に向け再生可能エネルギー発電事業を始めたい	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97
	税制の優遇を受けたい	住宅省エネルギーフォーム減税（投資型）	98
	着床式洋上ウィンドファームを導入したい	洋上風力発電等技術研究開発／着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業	99
	浮体式洋上風力発電施設を導入したい	浮体式洋上風力発電施設の安全	100
	税制の優遇を受けたい	軽油引取税の課税免除の特例措置	101
	農業水利施設を活用した小水力発電を行いたい	農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	102
	農業水利施設を活用した小水力等発電を行いたい	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	103
	下水道バイオマス・下水熱を活用したい	社会資本整備総合交付金	104
	バイオマスの活用を支援したい	地域バイオマス産業化推進事業	105
	木質バイオマスを利用する施設を導入したい	森林・林業再生基盤づくり交付金	106
	木質バイオマスを利用する施設を導入したい	森林整備加速化・林業再生対策	107
	バイオマスエネルギーによる経済的に自立したシステムを構築したい	バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	108
	再生可能エネルギー熱利用の設備を導入したい	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	109
	地域エネルギーを活用した大規模施設園芸を導入したい	次世代施設園芸導入加速化支援事業	110
ゼロエネルギー住宅を建てたい	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	111	
再生可能エネルギー発電設備に蓄電システムを併設したい	再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援補助金	112	
2 実証・モデル事業	地産地消型のエネルギーシステムを構築するための調査・計画策定や設備導入をしたい	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金	113
	災害に強い、地産地消型エネルギーシステムの実証を行いたい	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114

## 支援施策概要一覧

	概要	施策名	頁
2 実証・モデル事業	蓄電池等を含め、離島の地域資源を活用した再エネを導入したい	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	地域の二酸化炭素排出量を削減するための再エネ・省エネ設備の導入を支援します	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)	116
	環境に優しく、しかも災害時にも使えるエネルギーを導入したい	再生可能エネルギー等導入推進基金事業 (グリーンニューディール基金)	117
	二酸化炭素排出量削減に向けた先進的対策につき、地域における実証を通じて事業性・採算性・波及性等の検証をしたい	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	公共性が高い社会システムの整備に当たり、CO2 排出抑制のための技術等を導入した事業を実施したい	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい	環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (環境リスク調査融資促進利子補給事業)	121
	再生可能エネルギー設備を、頭金の負担無く導入したい	エコリース促進事業	122
	再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい	再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	124
	風力・地熱発電の環境アセスメントを迅速化したい	環境アセスメント調査早期実施実証事業	125
	風力発電所、発電用ダムの耐力調査等を行いたい	再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金	126
	小水力発電についてモデル事業の実証をしたい	小水力発電導入促進モデル事業	127
	下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証したい	下水道革新的技術実証事業	128
	バイオエタノール混合ガソリンの普及モデルを構築したい	バイオ燃料利用体制確立促進事業	129
	バイオガスを地域への熱供給等へ活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進します	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業 (農林水産省連携事業)	130
	廃棄物由来のエネルギーを有効活用したい	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	131
	省エネルギービルを建てたい	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	132
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	133
	風力発電等について、自治体等と連携し、環境に配慮しつつ迅速に風力発電設備を設置したい	風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築	134
環境影響評価の迅速化のために迅速化したいが、他方で、環境影響評価の質も維持したい	風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (経済産業省連携事業)	135	
地熱・地中熱等を利用したい	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	136	
廃棄物発電の高度化をしたい	廃棄物発電の高度化支援事業	137	
再生可能エネルギーに関する技術やノウハウを活用したい	被災地企業のシーズ支援プログラム	138	
CO2削減対策・技術の有効性を検証する実証事業等を行いたい	エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業	139	
3 調査	農山漁村での再生可能エネルギーに関する調査を請負いたい	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業	140
	とある地点で小水力発電事業の事業性を評価したい	小水力発電事業性評価調査	141

## 支援施策概要一覧

	概要	施策名	頁
4 研究開発・その他	新エネルギーに関する新たな技術を開発したい	新エネルギーベンチャー技術革新事業	142
	優れた環境技術を普及させるためのお手伝いをいたします	環境技術実証事業（ETV事業）	143
	高性能・高信頼性の太陽電池を低コスト化したい	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発	144
	革新的な太陽電池の研究開発について知りたい	革新的エネルギー研究開発拠点形成	145
	太陽光発電システムについて効率向上・低コスト化したい。また、太陽光パネルのリサイクル技術を低コスト化したい	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発	146
	地熱発電を行うための探査及び発電所の建設を行いたい	地熱資源探査出資等事業	147
	地熱発電を行うために有望地域や発電の可能性について調査したい	地熱資源開発調査事業費補助金	148
	地熱の有効利用等を通じて地域住民への開発に対する理解を促進したい	地熱開発理解促進関連事業支援補助金	149
	小水力発電を導入したい	小水力発電プロジェクト形成支援窓口	150
	木質バイオマスを加工・利用するシステムを開発したい	地域材活用倍増戦略プロジェクト	151
	木質バイオマスを加工・利用するシステムを開発したい	新たな木材需要創出総合プロジェクト	152
	再生可能エネルギーを効率的に生産・利用するための技術開発を行いたい	地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発	153
	温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術開発について知りたい	戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発（ALCA）	154
地域と連携したクリーンエネルギー研究開発について知りたい	東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進	155	



## 融資を受けたい

### 環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）

中小企業における非化石エネルギーの導入促進を図るため、非化石エネルギー設備を取得するために必要な設備資金を融資します。

#### ■対象者

非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者

#### ■支援内容

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第一条で定められている新エネルギー利用等に係る資金（太陽光発電設備を除く）については特別利率（3）、地中熱利用設備については特別利率（1）、太陽光発電設備については基準利率で融資

#### ■利用方法

株式会社日本政策金融公庫に相談して下さい。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、再エネ熱

#### お問い合わせ先：

株式会社日本政策金融公庫  
事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

## 税制の優遇を受けたい

### エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）

対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合の税制優遇措置です。

#### ■対象者

青色申告書を提出する個人又は法人

#### ■支援内容

以下のいずれか一つの税制優遇措置が受けられます。

- ・ 中小企業者に限り、取得価額の7%相当額の税額控除
- ・ 普通償却に加えて取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却
- ・ 即時償却（1万kW以上の風力発電設備のみ）※太陽光発電設備の即時償却は平成27年3月末取得分までで終了しました。

#### ■利用方法

確定申告時に税務署に必要書類を提出して下さい。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電（ただしバイオマス利用装置）  
雪氷熱利用設備

#### お問い合わせ先：

所轄の税務署

## 税制の優遇を受けたい

### 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置です。

#### ■対象者

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備を取得した事業者

#### ■支援内容

固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減

#### ■利用方法

設備所在の都道府県・市区町村に必要書類を提出して下さい。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

#### お問い合わせ先：

設備所在の都道府県・市区町村

# 農林漁業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい

## 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

農林漁業者の方々やその組織する団体が中心となって再生可能エネルギー発電事業に取り組むときに、事業構想づくりから発電事業を始めるまでの間に必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。

### ■対象者

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間団体、特定非営利活動法人、地方公共団体 等

### ■支援内容

補助率：定額

### ■利用方法

平成 27 年度の公募は終了しています。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

### お問い合わせ先：

農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ

T E L : 03-6744-1508

F A X : 03-6738-6552

## 農業農村活性化のために整備された施設等に 再生可能エネルギーを供給したい 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

市町村等が作成する定住や地域間交流を促進するための活性化計画の実現に向けて、生活環境施設、地域間交流拠点施設、自然・資源活用施設等の整備を支援します。

### ■対象者

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

### ■支援内容

交付率：都道府県及び市町村へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、中小水力発電、風力発電、太陽光発電

### お問い合わせ先：

○農林水産省 農村振興局整備部 農村整備官 活性化支援班

T E L : 03-3501-0814

○各地方農政局 農村計画部 農村振興課

(東北農政局)

T E L : 022-261-6734

(関東農政局)

T E L : 048-740-0015

(北陸農政局)

T E L : 076-232-4531

(東海農政局)

T E L : 052-746-6430

(近畿農政局)

T E L : 075-414-9050

(中四国農政局)

T E L : 086-224-9416

(九州農政局)

T E L : 096-211-9657

# 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入したい

## 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金

自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対し、補助金を交付します。

### ■対象者

自家消費型の再生可能エネルギー発電設備導入事業を行う地方公共団体及び非営利民間団体等、民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

### ■支援内容

補助金額：地方公共団体等：補助対象経費の 1/2 以内

民間事業者等：補助対象経費の 1/3 以内

### ■利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等  
発電設備とあわせて、蓄電池の導入も可能です。

### お問い合わせ先：

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会（NEPC）

<http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html>

T E L : 03-5979-7621

# 再生可能エネルギーを利用した設備を設置したい

## 私立学校施設整備費補助金

私立学校が温室効果ガス排出抑制等のために実施する、太陽光発電装置の設置や新エネルギーの活用など環境に配慮した校舎施設の改造工事に要する経費の一部を補助します。

### ■対象者

私立学校

### ■支援内容

補助金額：私立大学等：補助対象経費の 1/2 以内

私立高校等：補助対象経費の 1/3 以内

### ■利用方法

申請時に必要書類を御提出ください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、再エネ熱、蓄電池・系統

### お問い合わせ先：

私立大学等：高等教育局私学部私学助成課助成第二係

T E L : 03-6734-2774

私立高校等：高等教育局私学部私学助成課総括係

T E L : 03-6734-2579

# 公立学校に太陽光発電設備等を導入したい

## 学校施設環境改善交付金 (うち太陽光発電等導入事業)

太陽光発電設備等を設置するために必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ります。

### ■対象者

地方公共団体（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、高等学校（産業教育施設のみ）、特別支援学校（幼稚部、小中学部、高等部）、共同調理場）

### ■支援内容

交付金

算定割合：1／2

### ■利用方法

学校施設環境改善交付金交付要綱による。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、蓄電池・系統、太陽熱利用設備

### お問い合わせ先：

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課技術係

T E L : 03-6734-2078

F A X : 03-6734-3743



## 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

### 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）

福島県の避難解除区域等における、発電事業の収益の一部を復興活動に活用する再生可能エネルギー発電事業について、発電設備、蓄電池・送電線等の導入を支援します。

#### ■対象者

発電事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等

#### ■支援内容

補助率：発電設備 1/10、蓄電池・送電線等 2/3

うち、福島県内に本社を有する中小企業等については、発電設備 1/5、蓄電池・送電線等 2/3

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、蓄電池・系統

#### お問い合わせ先：

福島県企画調整部エネルギー課

TEL：024-521-8417

## 被災地の復興に向け再生可能エネルギー発電事業を始めたい

### 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業 (岩手・宮城・福島県支援事業)

福島県全域並びに岩手県及び宮城県の津波浸水地域における、自治体と連携し地域の復興に寄与する再生可能エネルギー発電事業について、発電設備、蓄電池・送電線等の導入を支援します。

#### ■対象者

発電事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等

#### ■支援内容

補助率：発電設備 1/10、蓄電池・送電線等 1/3

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、蓄電池・系統

#### お問い合わせ先：

株式会社 PHP 研究所 「再エネ事業」 事務局

T E L : 03-3239-6222

<http://research.php.co.jp>

## 税制の優遇を受けたい

### 住宅省エネリフォーム減税（投資型）

自らが所有し、居住する住宅に対して、ローンの借入れの有無に関わらず一定の省エネ改修工事（同時に設置する太陽光発電設備の設置工事を含む。）を行った場合の税制優遇措置です。

#### ■対象者

個人

#### ■支援内容

標準的な工事費用の額の10%を、25万円を上限に所得税から控除。  
但し、太陽光発電設備を設置する場合は、控除上限額35万円。

#### ■利用方法

確定申告時に税務署に必要書類を提出してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、再エネ熱（太陽熱利用）、燃料電池

#### お問い合わせ先：

所轄の税務署

## 着床式洋上ウィンドファームを導入したい

### 洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業

洋上風力発電の導入を推進するため、着床式洋上ウィンドファームの開発初期を支援します。

#### ■対象者

事業者等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の 1/2 以内

#### ■利用方法

各機関の事業公募時に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電（着床式洋上風力発電に限る）

#### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 044-520-5273

F A X : 044-520-5276

# 浮体式洋上風力発電施設を導入したい

## 浮体式洋上風力発電施設の安全

浮体式洋上風力発電施設の導入を促進するため、新技術に対応した安全基準の整備や審査の円滑化を図っています。

### ■対象者

浮体式洋上風力発電施設を設置する事業者等

### ■支援内容

浮体式洋上風力発電施設の安全認証を取得することができます。

### ■利用方法

一般財団法人日本海事協会（ClassNK）再生可能エネルギー部にお問い合わせ下さい。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電

### お問い合わせ先：

一般財団法人 日本海事協会 再生可能エネルギー部

T E L : 03-5226-2032

E-mail : re@classnk.or.jp

## 税制の優遇を受けたい

### 軽油引取税の課税免除の特例措置

地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油について、1 kLにつき、32,100円（32.1円/L）の課税を免除します。

#### ■対象者

地熱開発事業者等の民間団体

#### ■支援内容

地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油について、1 kLにつき、32,100円（32.1円/L）の課税免除。

#### ■利用方法

免税軽油使用時に都道府県の税務所に必要な書類を提出して下さい。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

#### お問い合わせ先：

免税軽油を使用する事務所または事業所が所在する都道府県税事務所

## 農業水利施設を活用した小水力発電を行いたい

### 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

農業水利施設を活用した小水力発電に係る整備等費用の一部補助をします。

#### ■対象者

都道府県、市町村、土地改良区等

#### ■支援内容

補助金額：1/2 ほか

#### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電

#### お問い合わせ先：

（農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーに関する窓口）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/madoguchi.html>

農林水産省 農村振興局整備部 水資源課 保全対策班

T E L : 03-3502-6246

# 農業水利施設を活用した小水力等発電を行いたい

## 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

- (1) 農業水利施設を活用した小水力等発電に係る調査設計等への支援を行います。
- (2) 小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会等の取組への支援を行います。

### ■対象者

- (1) 地方公共団体、土地改良区等
- (2) 協議会等

### ■支援内容

- (1) 補助率：定額、1/2以内
- (2) 補助率：定額

### ■利用方法

補助事業の実施に際して、事業実施計画を提出してください。  
なお、提出前に問い合わせ先にご相談をお願いします。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、中小水力発電

### お問い合わせ先：

農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官 農村資源利活用推進班  
TEL：03-6744-2209



# 下水道バイオマス・下水熱を活用したい

## 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が行う下水汚泥のエネルギー利用施設の整備等を支援し、環境負荷の削減、省エネルギー化を図ります。

### ■対象者

地方公共団体

### ■支援内容

対象経費：社会資本総合整備計画に記載されたもののうち、整備費用に国費率を乗じた額

国費率：1/2 または 5.5/10（公共下水道の場合）

1/2 または 2/3（流域下水道の場合）

（売電事業は補助対象にはなりません。）

### ■利用方法

社会資本総合整備計画を提出の上、交付申請してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

### お問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

TEL：03-5253-8427

# バイオマスの活用を支援したい

## 地域バイオマス産業化推進事業

- ・バイオマス産業都市構想づくりについては、バイオマス産業都市を目指す地域による構想づくりを支援します。
- ・バイオマス利活用施設整備については、バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を支援します。

### ■対象者

- ・バイオマス産業都市構想づくりについては、地方公共団体、又は地方公共団体と民間団体で構成される事業共同体
- ・バイオマス利活用施設整備については、選定されたバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

### ■支援内容

- バイオマス産業都市構想づくり：定額（上限 3,000 千円）
- バイオマス利活用施設整備：補助対象経費の 1/2 以内

### ■利用方法

- 申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
- 必要書類については、各機関にお問い合わせ下さい。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

- バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

### お問い合わせ先：

- 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課  
TEL：03-6738-6478 / FAX：03-6738-6552
- 各地方農政局等  
(北海道農政事務所経営・事業支援課) TEL：011-642-5485  
(東北農政局事業戦略課) TEL：022-221-6146  
(関東農政局事業戦略課) TEL：048-740-5341  
(北陸農政局事業戦略課) TEL：076-232-4233  
(東海農政局事業戦略課) TEL：052-746-1215  
(近畿農政局事業戦略課) TEL：075-414-9024  
(中四国農政局事業戦略課) TEL：086-224-9415  
(九州農政局事業戦略課) TEL：096-211-9319  
(沖縄総合事務局食品・環境課) TEL：098-866-1673

## 木質バイオマスを利用する施設を導入したい

### 森林・林業再生基盤づくり交付金

木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の施設導入を支援します。

#### ■対象者

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

#### ■支援内容

地方公共団体、森林組合等：補助対象経費の 1/2 以内

民間事業者：補助対象経費の 1/3 以内

#### ■利用方法

平成 26 年度で事業は終了しています。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

#### お問い合わせ先：

各都道府県の木材担当部局

# 木質バイオマスを利用する施設を導入したい

## 森林整備加速化・林業再生対策

- ・木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の施設導入並びに施設導入計画策定等の関連条件整備に要する経費を支援します。
- ・木質バイオマス発電設備に対する資金を融通します。

### ■対象者

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

### ■支援内容

補助対象経費の 1/2 以内ほか

### ■利用方法

各都道府県の木材担当部局にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

### お問い合わせ先：

各都道府県の木材担当部局

## バイオマスエネルギーによる経済的に 自立したシステムを構築したい

### バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進するためには、熱利用等を有効に図り効率よく運用するとともに、地域の特性を活かした最適なシステム化が必要です。このために、NEDOで策定する技術指針、導入要件にもとづき、地域自立システムの事業性評価（FS）を行います。

#### ■対象者

地方公共団体及び企業（団体等を含む）、大学等

#### ■支援内容

委託事業

#### ■利用方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提案内容等をご登録ください。

詳細については、各機関にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

#### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 0800-8888-400

## 再生可能エネルギー熱利用の設備を導入したい

### 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

再生可能エネルギー熱利用の設備を導入する者に対し、補助金を交付します。

#### ■対象者

再生可能エネルギー熱利用の設備導入事業を行う地方公共団体及び非営利民間団体等、民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

#### ■支援内容

補助金額：地方公共団体等：補助対象経費の 1/2 以内  
民間事業者等：補助対象経費の 1/3 以内

#### ■利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地中熱利用

#### お問い合わせ先：

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会（NEPC）  
<http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html>  
TEL：03-5979-7788

# 地域エネルギーを活用した大規模施設園芸を導入したい

## 次世代施設園芸導入加速化支援事業

木質バイオマス等の地域エネルギーと先端技術を活用した次世代施設園芸拠点の整備を支援します。

### ■対象者

民間企業、生産者、地方自治体等からなるコンソーシアム（民間企業、生産者、都道府県は必須）

### ■支援内容

施設園芸の発展に向け、民間企業・実需者・研究機関・生産者等が連携し、施設の大規模な集約化によるコスト削減や周年・計画生産等の取組を支援（補助率：定額、1/2 以内）

※エネルギー供給センター、完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室及び集出荷施設の整備は必須

### ■利用方法

1. 事業の申請に当たっては、事前に取り組内容（実施地区、面積、品目、栽培方法、エネルギー等）について、コンソーシアムの窓口となる都道府県にご相談願います。
2. 取組内容が決まりましたら、都道府県から地方農政局に対し、事業申請することとなります。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

再エネ熱

### お問い合わせ先：

農林水産省生産局花き産業・施設園芸振興室

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/NextGenerationHorticulture/jisedai\\_youkou\\_youryou.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/NextGenerationHorticulture/jisedai_youkou_youryou.html)

T E L : 03-3593-6496

F A X : 03-3502-0889

# ゼロエネルギー住宅を建てたい・購入したい

## ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

ZEH(※)の普及を加速化し、住宅の省エネルギー化を推進するため、建売住宅も含め、高性能建材や高性能設備機器等の組合せによるZEHの導入を支援し、その価格低減を目指します。

※ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅

### ■対象者

住宅の建築主、購入予定者、または所有者

### ■支援内容

補助金額：定額補助（130万円（寒冷地で一定の断熱性能を満たす場合は150万円））

### ■利用方法

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。

必要書類については執行団体にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽熱利用等

(太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外)

### お問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）

TEL：03-5565-4081



# 再生可能エネルギー発電設備に蓄電システムを併設したい

## 再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援補助金

再生可能エネルギー発電事業者が設置する蓄電池の導入に係る費用を補助します。

### ■対象者

電力会社への接続申請を行う太陽光発電もしくは風力発電の再生可能エネルギー発電事業者  
(10kW未満の太陽光発電を除く)

### ■支援内容

補助率：1/2（中小企業等）、1/3（大企業）

※1件あたりの補助上限5億円

※発電設備1kWあたり補助上限10万円

※蓄電容量1kWhあたり補助上限15万円

### ■利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

蓄電池・系統

### お問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

<https://sii.or.jp/>

TEL：03-5565-4660

# 地産地消型のエネルギーシステムを構築するための 調査・計画策定や設備導入をしたい 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金

地産地消型のエネルギーシステムの構築により地域内でのエネルギーの最大活用・最適化を行い、エネルギーコストの最小化等を行うことを目指し、地産地消型のエネルギーシステムを構築する事業者に対して、その構築費用の一部を補助します。

## ■対象者

地産地消型のエネルギーシステムの構築を行う地方公共団体及び非営利民間団体等、民間事業者等

## ■支援内容

- (1) 先導的な地産地消型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの）の構築に向けた事業化可能性調査及び事業計画策定を行う事業の実施に要する経費の一部を補助。  
(補助率：定額)  
※補助上限額：事業化可能性調査 1000 万円、事業計画策定 3000 万円
- (2) 先導的な地産地消型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの。）の構築に要する経費の一部を補助。  
(補助率：1/2、2/3)
- (3) 再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組を行う事業に要する経費の一部を補助。  
(補助率：1/2、2/3)
- (4) 複数の再生可能エネルギー熱源、蓄熱槽、下水・河川等の公共施設等を有機的・一体的に利用する高効率システムの構築に向け実証を行う事業に要する経費の一部を補助。  
(補助率：1/2)

## ■利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

## ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、再エネ熱、蓄電池・系統、海洋発電

## お問い合わせ先：

- (1) 構想普及支援事業  
一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 スマートコミュニティセンター  
03-5979-7737
- (2) モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの  
一般社団法人 都市ガス振興センター スマエネ推進チーム  
03-3502-5550
- (3) モデル構築事業のうち再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組に係るもの  
一般財団法人エネルギー総合工学研究所  
03-3508-8891
- (4) モデル構築事業のうち再生可能エネルギー利用高度複合システム実証事業に係るもの  
一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 「再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業」業務第二グループ  
03-5979-7788

## 災害に強い、地産地消型エネルギーシステムの実証を行いたい

### 自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

再生可能エネルギー等を最大限活用し、基幹系統からの電力供給が止まった場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）を実証する者に対し、事業費の一部を補助します。

#### ■対象者

地方公共団体、民間団体等

#### ■支援内容

補助対象経費の 3/4 以内

#### ■利用方法

環境省が行う公募に、申し込んでください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ機器を支援

#### お問い合わせ先：

環境省地球環境局地球温暖化対策課

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

T E L : 03-5521-8339

F A X : 09-3580-1382

# 蓄電池等を含め、離島の地域資源を活用した再エネを導入したい

## 離島の低炭素地域づくり推進事業

本土と系統連系がない離島を対象地域とし、次の事業を実施する者に対し、事業費の一部を補助します。

- ①低炭素地域づくり事業化計画策定支援事業
- ②再生可能エネルギー・省エネルギー等設備導入推進事業

### ■対象者

地方公共団体、民間団体等

### ■支援内容

- ①定額（上限 1,000 万円）
- ②補助対象経費の 2/3 以内

### ■利用方法

補助事業者（執行団体）が行う公募に、申し込んでください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

- ①：事業者の提案に沿った再エネ機器。
- ②：事業者の提案に沿った再エネ機器。ただし、既に導入の実績があり発電量の算定が可能なものに限る。

### お問い合わせ先：

間接補助事業者の採択等を行う補助事業者が決まる迄は、下記のとおり環境省にお問い合わせください。

環境省地球環境局地球温暖化対策課

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

T E L : 03-5521-8339

F A X : 09-3580-1382

## 地域の二酸化炭素排出量を削減するための 再エネ・省エネ設備の導入を支援します

### 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、地域経済等と一体となった自立的かつ持続的な取組を支援します。

#### ■対象者

地方公共団体、民間事業者等（民間団体を介した間接補助）

#### ■支援内容

（1）事業化計画策定

地方公共団体：定額（上限 1,000 万円）

民間事業者等：補助対象経費の 1/2（上限 1,000 万円）

（2）設備等導入

地方公共団体：補助対象経費の 2/3 又は 1/2

民間事業者等：補助対象経費の 1/2

#### ■利用方法

来年度に補助事業者が行う公募に申し込んでください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿い、温対法の地方公共団体実行計画等に位置づけられる再エネ機器等の導入を支援

#### お問い合わせ先：

間接補助事業者の採択等を行う補助事業者が決まる迄は、下記のとおり環境省にお問い合わせください。

環境省総合環境政策局環境計画課

T E L : 03-5521-8234

F A X : 03-3581-5951

# 環境に優しく、しかも災害時にも使えるエネルギーを導入したい

## 再生可能エネルギー等導入推進基金事業 (グリーンニューディール基金)

都道府県や指定都市に基金を造成し、地方公共団体または民間の防災拠点となりえる施設等への再生可能エネルギー等を導入する事業を支援します。

### ■対象者

都道府県・指定都市

### ■支援内容

交付を受けた自治体は、基金を造成し、基金事業として以下の事業を実施

- ①地域資源活用調査事業 補助率：定額
- ②公共施設への再エネ等導入事業 補助率：定額（高効率省エネ機器導入については補助率2／3上限）
- ③民間施設への再エネ等導入促進事業 補助率：1／3上限（特定被災地方公共団体区域内は1／2）  
または利子補給
- ④風力・地熱発電事業等支援事業 補助率：1／2上限または利子補給

### ■利用方法

平成26年度に採択済み。新規採択予定はなし。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室

[http://www.env.go.jp/policy/local\\_re/funds4.html](http://www.env.go.jp/policy/local_re/funds4.html)

T E L : 03-5521-8233

## 二酸化炭素排出量削減に向けた先進的対策につき、地域における実証を通じて事業性・採算性・波及性等の検証をしたい 低炭素地域づくり集中支援モデル事業

技術は確立されているものの十分な効果検証がなされていない先進的対策につき、地域における実証を通じて事業性・採算性・波及性等の検証を行うとともに、地域特性に合わせた多様な事業モデルを確立します。

### ■対象者

民間事業者等

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

募集は既に締め切っております。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

技術は確立されているものの十分な効果検証がなされていない先進的対策

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境計画課

T E L : 03-5521-8234

## 公共性が高い社会システムの整備に当たり、 CO2 排出抑制のための技術等を導入した事業を実施したい 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

次の事業で、再生可能エネルギー設備を導入する者に対し、事業費の一部を補助します。

- ①物流の低炭素化促進事業
- ②エコレールラインプロジェクト事業
- ③地域の再生可能エネルギーを活用した自立分散型地域づくり事業
- ④上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業
- ⑤地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- ⑥漁港の省エネ化実証事業
- ⑦低炭素型の融雪設備導入支援事業

### ■対象者

地方公共団体、民間事業者（民間団体を介した間接補助）

### ■支援内容

- ①：補助対象経費の 1/2
- ②：補助対象経費の 1/3
- ③：補助対象経費の 1/2
- ④：補助対象経費の 1/2
- ⑤・地方公共団体：補助対象経費の 1/3 以内、1/2 以内、定額  
・民間事業者：補助対象経費の 1/2 以内、1/3 以内
- ⑥：補助対象経費の 85/100 以内
- ⑦・地方公共団体：補助対象経費の 2/3 以内、1/2 以内  
・民間事業者：補助対象経費の 1/2 以内

### ■利用方法

補助事業者が行う公募に申し込んでください。

ただし、③及び⑥の事業は、平成 26 年度迄に採択済みであるため、今後新規に採択する予定はありません。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

- ①：太陽光発電
- ②：太陽光発電、蓄電池・系統
- ③：事業者の提案に沿った再エネ機器
- ④：中小水力発電
- ⑤：事業者の提案に沿った再エネ機器
- ⑥：太陽光発電
- ⑦：再エネ熱

### お問い合わせ先：

間接補助事業者の採択等を行う補助事業者が決まる迄は、下記のとおり環境省にお問い合わせください。  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

T E L : 03-5521-8339

F A X : 09-3580-1382



# 地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい

## 地域低炭素投資促進ファンド事業

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し「地域低炭素投資促進ファンド」から出資による支援を行います。

### ■対象者

地域における地球温暖化対策のための事業を行う事業者（対象事業者）又は対象事業者に対し出資を行う団体（サブファンド）

### ■支援内容

対象事業者又はサブファンドへの出資

### ■利用方法

執行団体にご相談ください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境経済課

T E L : 03-5521-8240

F A X : 03-3580-9568

E-mail : KIGYO@env.go.jp

# 低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい

## 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (環境リスク調査融資促進利子補給事業)

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

環境リスク調査融資のうち低炭素化プロジェクトへの融資について、利子補給を行います。

### ■対象者

指定金融機関から融資を受ける事業者

### ■支援内容

利子補給率：年利 1.5%を貸付残高に乗じた額が限度

### ■利用方法

指定金融機関にご相談ください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境経済課

T E L : 03-5521-8240

F A X : 03-3580-9568

E-mail : KIGYO@env.go.jp

# 再生可能エネルギー設備を、頭金の負担無く導入したい

## エコリース促進事業

再生可能エネルギー設備をはじめとした低炭素機器について、初期投資費用（頭金）を必要としない、「リース」で導入した場合に、リース総額の一部を助成します。

### ■対象者

環境省が定める基準を満たす、再生可能エネルギー設備を含む低炭素機器を、リースにより導入しようとするリース利用者（中小事業者等）

### ■支援内容

補助率：リース総額の3%又は5%（ただし東北3県に係るリース契約は10%）

### ■利用方法

指定リース事業者にご相談ください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境経済課

TEL：03-5521-8240

FAX：03-3580-9568

E-mail：ECOLEASE@env.go.jp

# 再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい

## 再エネ等を活用した水素社会推進事業

再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する者に対し、設備導入費用の一部を補助します。

### ■対象者

民間団体等

### ■支援内容

補助：民間団体等

補助対象経費の3/4以内

### ■利用方法

平成27年度については、事業の公募を環境省のHPに掲載します。公募要領等に従い、必要書類を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱発電等

### お問い合わせ先：

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

TEL：03-5521-8302

# 廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい

## 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

廃棄物処分場等の特徴を考慮した太陽光発電設備の設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

### ■対象者

地方公共団体又は民間団体

### ■支援内容

補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

### ■利用方法

事業の公募を環境省のHPに掲載します。公募要領等に従い、必要書類を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

### お問い合わせ先：

[1] 一般廃棄物最終処分場の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課調査係

TEL：03-3581-3351（内線 6848）

[2] 産業廃棄物最終処分場の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課施設整備指導係

TEL：03-3581-3351（内線 6875）

[3] 不法投棄地の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

TEL：03-3581-3351（内線 6883）

# 風力・地熱発電の環境アセスメントを迅速化したい

## 環境アセスメント調査早期実施実証事業

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

風力・地熱発電に係る環境アセスメントの期間を短縮するため、前倒環境調査の実証を行います。

### ■対象者

事業者等

### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の 1/2 以内

### ■利用方法

各機関の事業公募時に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電、地熱発電

### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 044-520-5273

F A X : 044-520-5276

## 風力発電所、発電用ダムの耐力調査等を行いたい

### 再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金

風力発電所や発電用ダムの耐力等を確認するため、超音波等を用いた新たな検査手法を導入する事業者に対し、事業費の一部補助をします。

#### ■対象者

風力発電又は発電用ダムの耐力調査等を行う地方公共団体及び民間事業者

#### ■支援内容

補助金額：風力発電所の場合、補助率 50%以内又は 1,000 万円以内のいずれか低い額を補助  
 発電用ダムの場合、補助率 50%以内又は 5,000 万円以内のいずれか低い額を補助

#### ■利用方法

問い合わせ先に必要書類を提出してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電、水力発電

#### お問い合わせ先：

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

T E L : 03-3501-1742

F A X : 03-3580-8486

# 小水力発電についてモデル事業の実証をしたい

## 小水力発電導入促進モデル事業

小水力発電の導入コスト縮減などの課題解決のために、試験設備を使って行うモデル実証事業に対して、その経費を一部補助します。

### ■対象者

水車又は発電機の製造納入実績のある小水力発電設備メーカー、又は水力発電設備を有する発電事業者（民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体または地方公共団体等）

### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の2/3以内

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電

### お問い合わせ先：

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会（NEPC）

<http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html>

TEL：03-5979-7621

FAX：03-3984-8006



# 下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証したい

## 下水道革新的技術実証事業

下水道における革新的な技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金を活用しつつ、全国展開を目指します。

### ■対象者

民間事業者等

### ■支援内容

国からの委託により実証事業を実施します。

### ■利用方法

毎年公表する公募要領にしたがい応募して下さい。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電

### お問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

T E L : 03-5253-8427

# バイオエタノール混合ガソリンの普及モデルを構築したい

## バイオ燃料利用体制確立促進事業

バイオエタノール混合ガソリンの供給体制の整備や供給拡大などを通じて、自立商業化に向けた取組みを支援します。

### ■対象者

民間団体等

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオ燃料

### お問い合わせ先：

環境省地球環境局地球温暖化対策課

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

T E L : 03-5521-8339

F A X : 09-3580-1382

## バイオガスを地域への熱供給等へ活用し、 環境負荷の少ない地域づくりを推進します

### 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）

農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自家消費だけでなく広く地域で利用し、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う循環利用システムを構築するため、温室効果ガスの削減効果・事業性等を実証する事業です。

#### ■対象者

民間事業者

#### ■支援内容

委託業務に必要な経費

#### ■利用方法

平成27年度は、新規採択の予定はありません。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱、バイオガス

#### お問い合わせ先：

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

TEL：03-6738-6478

環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室

TEL：03-5521-8233

## 廃棄物由来のエネルギーを有効活用したい

### 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

廃棄物処理施設において、廃棄物エネルギー利用の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費の一部を補助します。

#### ■対象者

廃棄物処理業を主たる業とする民間事業者等

#### ■支援内容

補助率：補助対象経費の 1/3 以内

#### ■利用方法

環境省 HP に記載している公募要領に従い、必要書類を担当課へ提出してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱、バイオマス燃料製造

#### お問い合わせ先：

[1] 産業廃棄物処理施設の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課施設整備指導係

T E L : 03-3581-3351 (内線 6875)

[2] 一般廃棄物処理施設の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課調査係

F A X : 03-3581-3351 (内線 6848)

(公募要領)

<http://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/index.html>

## 省エネルギービルを建てたい

### ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ビルの省エネルギー化を推進し、ZEB(※)を実現するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取り組みに対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。

※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる建築物

#### ■対象者

民生用建築物の建築主、所有者、ESCO事業者、リース事業者等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象費用の1/2または2/3以内（エネルギー削減率50%以上：補助率1/2、再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮せずエネルギー削減率50%以上：補助率2/3）

#### ■利用方法

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。

必要書類については執行団体にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽熱利用、地熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用等

（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外）

#### お問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）

TEL：03-5565-4063

# 廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい

## 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入に資する以下の業務を委託します。

- ①導入方策等検討
- ②導入実現可能性調査

### ■対象者

民間団体

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の入札に参加してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

### お問い合わせ先：

[1] 一般廃棄物最終処分場の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課調査係

T E L : 03-3581-3351 (内線 6848)

[2] 産業廃棄物最終処分場の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課施設整備指導係

T E L : 03-3581-3351 (内線 6875)

[3] 不法投棄地の場合

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

T E L : 03-3581-3351 (内線 6883)

## 風力発電等について、自治体等と連携し、 環境に配慮しつつ迅速に風力発電設備を設置したい 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築

事業者単独ではなく、自治体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進むような適地抽出の手法を構築します。

### ■対象者

地方公共団体又は民間団体

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境影響評価課

T E L : 03-3581-3351 (6239)

## 環境影響評価の迅速化のために迅速化したいが、 他方で、環境影響評価の質も維持したい

### 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進します。

#### ■対象者

地方公共団体又は事業者

#### ■支援内容

委託業務に必要な経費

#### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電、地熱発電

#### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局環境影響審査室

T E L : 03-3581-3351(6235)



## 地熱・地中熱等を利用したい

### 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

地域の特性に応じた環境配慮型の地熱・地中熱等利用事業の自立普及に向けて、事業化計画の策定や設備等の導入に対して補助を行います。

#### ■対象者

地方公共団体、民間事業者等

#### ■支援内容

補助金額

(1) 事業化計画策定

①事業化計画支援

地方公共団体：定額

民間事業者等：補助対象経費の 2/3 以内

②温泉熱多段階利用推進調査

都道府県（都道府県から補助事業に必要な経費の補助を受けて事業を実施する民間事業者及び市町村等を含む）：定額（上限 2,000 万円）（1 都道府県あたり）

(2) 設備等導入

地方公共団体：補助対象経費の 2/3 または 1/2 以内

民間事業者等：補助対象経費の 1/2 または 1/3 以内

モニタリング機器の設置等：定額

#### ■利用方法

環境省の公募に申し込んでください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電、再エネ熱

#### お問い合わせ先：

地球環境局地球温暖化対策課：

T E L : 03-5521-8339

自然環境局自然環境整備担当参事官室：

T E L : 03-5521-8280

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室：

T E L : 03-5521-8308

# 廃棄物発電の高度化をしたい

## 廃棄物発電の高度化支援事業

廃棄物発電の増強方策の検討・実証、廃棄物発電のネットワーク化 F S 事業、廃棄物系バイオマスの活用導入マニュアルの作成などを通じて、廃棄物発電の高度化を支援します。

### ■対象者

民間団体

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の入札に参加してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電

### お問い合わせ先：

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課調査係

T E L : 03-3581-3351 (内線 6848)

# 再生可能エネルギーに関する技術やノウハウを活用したい

## 被災地企業のシーズ支援プログラム

企業が開発した再生可能エネルギーに関連した技術やノウハウ（以下「シーズ」という。）について、無償で技術支援を行います。

### ■対象者

福島県、宮城県、岩手県のいずれかに所在する企業（同県進出予定企業を含む。）

### ■支援内容

企業が開発した再生可能エネルギーに関連したシーズの事業化を、産総研が試作品の評価などを通じ無償で技術的に支援し、その成果を当該企業に移転します（本事業では企業等へ研究資金の提供はありません）。

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、地中熱利用、蓄エネルギー、再生可能エネルギー管理

### お問い合わせ先：

独立行政法人 産業技術総合研究所

福島再生可能エネルギー研究所

福島連携調整室

URL： <http://www.aist.go.jp/fukushima/>

TEL：024-963-0813

FAX：024-963-0824

# CO<sub>2</sub>削減対策・技術の有効性を検証する実証事業等を行いたい

## エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減技術評価・検証事業

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

CO<sub>2</sub>削減効果等を検証する次の業務を委託します。

- ①：先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業
- ②：地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査
- ③：廃熱利用等によるグリーンコミュニティ推進実証事業

### ■対象者

- ①：民間事業者
- ②：地方公共団体、民間事業者
- ③：民間事業者等

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

ただし、②及び③の事業は、平成27年度に新規採択する予定はありません。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

- ①：再エネ熱
- ②：再エネについて横断的に調査可能
- ③：再エネ熱、蓄電池・系統

### お問い合わせ先：

- ①：環境省水大気局土壌環境課地下水・地盤環境室  
TEL：03-5521-8308  
FAX：03-3501-2717
- ②：環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室  
TEL：03-5521-8233  
FAX：03-3581-5951
- ③：環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室  
TEL：03-5521-8233  
FAX：03-3581-5951

# 農山漁村での再生可能エネルギーに関する調査を請負いたい

## 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業

農業用施設等での再生可能エネルギーの自家利用等の農山漁村における新たな再生可能エネルギーの取組について、農林漁業者の所得向上につなげるためのデータ収集や課題克服手法の検討を実施します。

### ■対象者

民間団体等

### ■支援内容

委託費

### ■利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

### お問い合わせ先：

農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ

T E L : 03-6744-1508

F A X : 03-6738-6552

# とある地点で小水力発電事業の事業性を評価したい

## 小水力発電事業性評価調査

計画している小水力発電事業について、事業化に向けた事業性評価を実施するために必要な諸調査の費用を一部補助します。

### ■対象者

小水力発電設備を運営、または小水力発電事業へ参入を計画している地方公共団体及び非営利民間団体等、民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の 1/2 以内

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電

### お問い合わせ先：

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（NEPC）

<http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html>

T E L : 03-5979-7621

F A X : 03-3984-8006

# 新エネルギーに関する新たな技術を開発したい

## 新エネルギーベンチャー技術革新事業

ベンチャー企業等が有する潜在的技術シーズを発掘し、その開発及び実用化を支援することで、再生可能エネルギー分野における新しい産業の創出に貢献します。

### ■対象者

中小企業等

### ■支援内容

- ・フェーズA  
FS 調査 (1 千万円以内 (10/10))
- ・フェーズB  
基盤研究 (5 千万円以内 (10/10))
- ・フェーズC  
実用化研究開発 (5 千万円以内 (2/3 以内))

### ■利用方法

公募期間中に NEDO に申請書を提出して下さい。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

全て

### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 044-520-5171

F A X : 044-520-5178

# 優れた環境技術を普及させるためのお手伝いをいたします

## 環境技術実証事業（E T V事業）

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

既に実用化されているものの、環境保全効果等について客観的な情報がないために普及が進んでいない先進的環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関（実証機関）が環境保全効果を実際の現場等で実証し、その結果を公表することで環境技術の普及を支援します。

### ■対象者

環境省が定める対象技術分野に該当する先進的環境技術の開発者や販売代理店等

### ■支援内容

請負業務に必要な経費

### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電、地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム、光ダクトや天窓などの昼光導入装置等

### お問い合わせ先：

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

T E L : 03-5521-8239

E-mail : [etv@env.go.jp](mailto:etv@env.go.jp)



## 高性能・高信頼性の太陽電池を低コスト化したい

### 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発

一層の低コスト化が実現可能な太陽電池の変換効率向上、製造コスト低減技術、性能評価等の共通基盤技術の開発を行います。

#### ■対象者

民間企業、大学等

#### ■支援内容

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託  
又は NEDO との共同研究（2/3NEDO 負担）

#### ■利用方法

NEDO の事業公募時に必要書類を提出してください。  
必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

#### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 044-520-5277

F A X : 044-520-5276

# 革新的な太陽電池の研究開発について知りたい

## 革新的エネルギー研究開発拠点形成

福島県に研究開発拠点を形成し、世界初の変換効率 30%以上のシリコン太陽電池を開発します。

### ■対象者

大学・研究機関 等

### ■支援内容

委託費

### ■利用方法

平成 24 年度に採択済み。新規採択の予定は無し。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

### お問い合わせ先：

文部科学省研究開発局環境エネルギー課

TEL：03-6734-4143

FAX：03-6734-4162

## 太陽光発電システムについて効率向上・低コスト化したい。 また、太陽光パネルのリサイクル技術を低コスト化したい

### 太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発

太陽光発電システムの PCS 等周辺機器の高機能化、BOS コスト低減、維持管理技術の高度化及び太陽光パネルの低コストリサイクルに関する技術開発を行います。

#### ■対象者

民間企業、大学等

#### ■支援内容

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託又は NEDO との共同研究（2/3NEDO 負担）

#### ■利用方法

NEDO の事業公募時に必要書類を提出してください。  
必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

#### お問い合わせ先：

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

T E L : 044-520-5277

F A X : 044-520-5276

## 地熱発電を行うための探査及び発電所の建設を行いたい

### 地熱資源探査出資等事業

導入支援

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

地熱資源の詳細な調査等を行うことを目的に、①探査段階における調査井の掘削等や、②建設段階における坑井の掘削や発電設備等に対し JOGMEC の有する資源開発のノウハウを活用しながら支援し、民間事業者の事業化促進を図ります。

#### ■対象者

地熱開発事業者

#### ■支援内容

出資比率等：探査段階への出資比率：50%以内

建設段階への債務保証率：80%以内

#### ■利用方法

JOGMEC に必要書類を提出してください。

必要書類については、JOGMEC にお問い合わせください。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

#### お問い合わせ先：

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 地熱部

TEL：03-6758-8001（直通）

# 地熱発電を行うために有望地域や発電の可能性について調査したい

## 地熱資源開発調査事業費補助金

地熱発電は、安定的に発電が可能なベースロード電源の一つであり、我が国は世界第3位の資源量（2,347万kW）を有する一方で、地質情報が限られており事業リスクが高いことから、資源量のポテンシャル調査や掘削調査等の初期調査に対する支援を行います。

### ■対象者

地方公共団体、温泉事業者、第3セクター、地熱開発事業者などの民間団体等

### ■支援内容

#### 【補助率】

地表調査：3／4

掘削調査：1／2（2／3、3／4）

（2／3、3／4は大規模開発の場合等の条件を満たした場合）

モニタリング調査：1／1

広域ポテンシャル調査（国が直接執行）

※地元の地熱関係法人が行う事業については1／1

### ■利用方法

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に必要書類を提出してください。

必要書類については、JOGMECにお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

### お問い合わせ先：

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 地熱部

TEL：03-6758-8001（直通）

## 地熱の有効利用等を通じて地域住民への 開発に対する理解を促進したい 地熱開発理解促進関連事業支援補助金

地熱の有効利用等を通じて、地域住民への開発に対する理解を促進することを目的として行う事業（例えば、①熱水を利用したハウス栽培事業の実施や②セミナーの開催等）に対し補助を行うことで、地熱資源開発を促進する。

### ■対象者

地方公共団体、温泉事業者、第3セクター、地熱開発事業者などの民間団体等

### ■支援内容

補助率：1 / 1（180,000千円を上限、1,000千円を下限とする）

### ■利用方法

対象地域を担当する経済産業局に対して、必要書類を提出してください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

### お問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課

TEL：03-3501-2773（直通）

# 小水力発電を導入したい

## 小水力発電プロジェクト形成支援窓口

小水力設置事業者が円滑に河川法の手続きを行えるよう、国土交通省地方整備局等及び河川事務所に設置した窓口を通じ、小水力発電のプロジェクト形成を支援します。

### ■対象者

小水力発電の導入を検討している法人や個人等

### ■支援内容

河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など。

### ■利用方法

お近くの地方整備局等や河川事務所にお問い合わせください。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

### お問い合わせ先：

国土交通省

水管理・国土保全局

発電水利相談窓口

T E L : 03-5253-8441

[http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku\\_madoguchi.html](http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku_madoguchi.html)

# 木質バイオマスを加工・利用するシステムを開発したい

## 地域材利活用倍増戦略プロジェクト

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大に向けた加工・利用システムの開発等を支援します。

### ■対象者

民間事業者等

### ■支援内容

定額

### ■利用方法

平成 26 年度で事業は終了しています。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

### お問い合わせ先：

林野庁木材利用課

T E L : 03-6744-2296



# 木質バイオマスを加工・利用するシステムを開発したい

## 新たな木材需要創出総合プロジェクト

地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマスエネルギー利用の促進に向けた技術開発を支援します。

### ■対象者

民間事業者

### ■支援内容

定額

### ■利用方法

平成27年度の公募は終了しています。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

### お問い合わせ先：

林野庁木材利用課

T E L : 03-6744-2296

## 再生可能エネルギーを効率的に生産・利用するための 技術開発を行いたい

### 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発

地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料の製造技術及び施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー利用技術の開発を支援します。

#### ■対象者

研究機関

#### ■支援内容

委託

#### ■利用方法

新規募集なし。

(H24-27 複数年委託事業のため)

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

地中熱、バイオマス燃料製造

#### お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室

T E L : 03-3502-0536

F A X : 03-3593-7227

## 温室効果ガス削減に大きな可能性を有する 技術開発について知りたい

### 戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発（ALCA）

バイオマスから化成品等を製造するホワイトバイオテクノロジーなど、温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、かつ従来技術の延長線上にない世界に先駆けた画期的な革新的技術の研究開発を推進します。

#### ■対象者

民間事業者、大学・研究機関 等

#### ■支援内容

委託費

#### ■利用方法

平成 27 年度新規採択分については、申請時に必要書類を御提出ください。

また、特別重点技術領域（次世代蓄電池）については、平成 25 年度に採択済み。

#### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、バイオマス発電、再エネ熱、蓄電池・系統

#### お問い合わせ先：

科学技術振興機構環境エネルギー研究開発推進部（低炭素研究担当）

<http://www.jst.go.jp/alca/index.html>

T E L : 03-3512-3543

F A X : 03-3512-3533

# 地域と連携したクリーンエネルギー研究開発について知りたい

## 東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進

被災地の大学等研究機関と地元自治体・企業の協力により再生可能エネルギー技術等の研究開発を推進し、その事業化・実用化を通じて被災地の新たな環境先進地域としての発展を図ります。

### ■対象者

地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関 等

### ■支援内容

補助金（全額）

### ■利用方法

平成 24 年度に採択済み。新規採択の予定は無し。

### ■補助対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、蓄電池・系統、海洋発電

### お問い合わせ先：

文部科学省研究開発局環境エネルギー課

TEL：03-6734-4143

FAX：03-6734-4162

# 電源 / フェーズ別支援メニュー

フェーズ別 電源別	1 導入支援	頁	2 実証・モデル事業	頁
1 太陽光	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89	費補助金	
	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	私立学校施設整備費補助金	94	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	95	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
	住宅省エネリフォーム減税（投資型）	98	エコリース促進事業	122
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	103	再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
			廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	124
			廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	133
		被災地企業のシーズ支援プログラム	138	
2 風力	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89	費補助金	
	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	私立学校施設整備費補助金	94	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	95	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
	洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウインドファーム開発支援事業	99	エコリース促進事業	122
	浮体式洋上風力発電施設の安全	100	再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	103	環境アセスメント調査早期実施実証事業	125
			再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金	126
		風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築	134	
		風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	135	
		被災地企業のシーズ支援プログラム	138	

フェーズ別 電源別	3 調査	頁	4 研究開発・その他	頁
1 太陽光	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査 委託事業	103 133 140	被災地企業のシーズ支援プログラム 新エネルギーベンチャー技術革新事業 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術 開発 革新的エネルギー研究開発拠点形成 太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発 戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発 (ALCA)	138 142 144 145 146 154
	2 風力	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法 の構築 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モ デル事業（経済産業省連携事業） 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査 委託事業	103 134 135 140	被災地企業のシーズ支援プログラム 新エネルギーベンチャー技術革新事業

フェース別 電源別	1 導入支援	頁	2 実証・モデル事業	頁
3 地 熱	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90	費補助金	
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	私立学校施設整備費補助金	94	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	軽油引取税の課税免除の特例措置	101	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
			地域低炭素投資促進ファンド事業	120
			環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
			エコリース促進事業	122
			再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
			環境アセスメント調査早期実施実証事業	125
			風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	135
			地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	136
			被災地企業のシーズ支援プログラム	138
4 中 小 水 力	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89	費補助金	
	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	102	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	103	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
	小水力発電事業性評価調査	141	エコリース促進事業	122
		再エネ等を活用した水素社会推進事業	123	
		再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金	126	
		小水力発電導入促進モデル事業	127	

フェーズ別 電源別	3 調査	頁	4 研究開発・その他	頁
3 地 熱	風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	135	被災地企業のシーズ支援プログラム	138
	新エネルギーベンチャー技術革新事業		環境技術実証事業（ETV事業）	142
	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	136	地熱資源探査出資等事業	143
	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業	140	地熱資源開発調査事業費補助金	147
			地熱開発理解促進関連事業支援補助金	148
				149
4 中 小 水 力	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	103	新エネルギーベンチャー技術革新事業	142
	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業	140	環境技術実証事業（ETV事業）	143
			小水力発電プロジェクト形成支援窓口	150



フェーズ別 電源別	1 導入支援	頁	2 実証・モデル事業	頁
5 バイオマス	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89	費補助金	
	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	90	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	93	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	私立学校施設整備費補助金	94	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	社会資本整備総合交付金	104	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
	地域バイオマス産業化推進事業	105	エコリース促進事業	122
	森林・林業再生基盤づくり交付金	106	再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
	森林整備加速化・林業再生対策	107	下水道革新的技術実証事業	128
	バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	108	バイオ燃料利用体制確立促進事業	129
		地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）	130	
		廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	131	
		廃棄物発電の高度化支援事業	137	
6 その他	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	88	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業	113
	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	89	費補助金	
	私立学校施設整備費補助金	94	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業補助金	114
	学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	95	離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）	96	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	116
	再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）	97	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	117
	住宅省エネリフォーム減税（投資型）	98	低炭素地域づくり集中支援モデル事業	118
	社会資本整備総合交付金	104	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	119
	地域バイオマス産業化推進事業	105	地域低炭素投資促進ファンド事業	120
	森林・林業再生基盤づくり交付金	106	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	121
	森林整備加速化・林業再生対策	107	エコリース促進事業	122
	バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	108	再エネ等を活用した水素社会推進事業	123
	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	109	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）	130
	次世代施設園芸導入加速化支援事業	110	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	131
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	111	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	132	
再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援補助金	112	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	136	
		被災地企業のシーズ支援プログラム	138	
		エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業	139	

フェーズ別 電源別	3 調査	頁	4 研究開発・その他	頁
5 バイオマス	廃棄物発電の高度化支援事業	137	新エネルギーベンチャー技術革新事業	142
	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業	140	地域材利活用倍増戦略プロジェクト	151
			新たな木材需要創出総合プロジェクト	152
			戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発 (ALCA)	154
			東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進	155
6 その他	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	136	被災地企業のシーズ支援プログラム	138
	エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業	139	新エネルギーベンチャー技術革新事業	142
			環境技術実証事業 (ETV事業)	143
			地域材利活用倍増戦略プロジェクト	151
			新たな木材需要創出総合プロジェクト	152
			地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発	153
			戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発 (ALCA)	154
			東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進	155

☎ 再生可能エネルギー導入促進についてのお問い合わせ窓口

局・部・課室名	電話番号
<b>北海道</b>	
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	011-709-2311 (内線 2638)
<b>青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県</b>	
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	022-221-4932
<b>茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県</b>	
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	048-600-0363
<b>富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県</b>	
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	052-951-2775
<b>福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</b>	
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	06-6966-6043
<b>鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</b>	
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室	082-224-5818
<b>徳島県・香川県・愛媛県・高知県</b>	
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	087-811-8535
<b>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県</b>	
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	092-482-5475
<b>沖縄県</b>	
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	098-866-1759

## 支援メニュー問い合わせ先

省庁・企業・団体名	部署	電話番号
一般財団法人 エネルギー総合工学研究所		03-3508-8891
沖縄総合事務局	食品・環境課	098-866-1673
独立行政法人 科学技術振興機構	環境エネルギー研究開発推進部(低炭素研究担当)	03-3512-3543
株式会社 PHP 研究所	「再エネ事業」事務局	03-3239-6222
株式会社日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)		03-5565-4063/4081/4660
環境省	自然環境局 自然環境整備担当参事官室	03-5521-8280
環境省	水・大気環境局 自動車環境対策課	03-5521-8302
環境省	水大気局 土壌環境課地下水・地盤環境室	03-5521-8308
環境省	総合環境政策局 環境影響審査室	03-3581-3351 (内線 6235)
環境省	総合環境政策局 環境影響審査室環境影響評価課	03-3581-3351 (内線 6239)
環境省	総合環境政策局 環境計画課	03-5521-8234
環境省	総合環境政策局 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室	03-5521-8233
環境省	総合環境政策局 環境経済課	03-5521-8240
環境省	総合環境政策局 総務課 環境研究技術室	03-5521-8239
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課	03-5521-8339
環境省	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課施設整備指導係	03-3581-3351 (内線 6875)
環境省	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	03-3581-3351 (内線 6883)
環境省	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課調査係	03-3581-3351 (内線 6848)
関東農政局	事業戦略課	048-740-5341
関東農政局	農村計画部 農村振興課	048-740-0015
近畿農政局	事業戦略課	075-414-9024
近畿農政局	農村計画部 農村振興課	075-414-9050
九州農政局	事業戦略課	096-211-9319
九州農政局	農村計画部 農村振興課	096-211-9657
経済産業省	商務流通保安グループ電力安全課	03-3501-1742
国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課	03-5253-8427
国土交通省	水管理・国土保全局 発電水利相談窓口	03-5253-8441
資源エネルギー庁	資源・燃料部 政策課	03-3501-2773
一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 (NEPC)		03-5979-7621/7788
一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 (NEPC)	スマートコミュニティセンター	03-5979-7737

省庁・企業・団体名	部署	電話番号
中四国農政局	事業戦略課	086-224-9415
中四国農政局	農村計画部 農村振興課	086-224-9416
東海農政局	事業戦略課	052-746-1215
東海農政局	農村計画部 農村振興課	052-746-6430
東北農政局	事業戦略課	022-221-6146
東北農政局	農村計画部 農村振興課	022-261-6734
独立行政法人 産業技術総合研究所	福島再生可能エネルギー研究所 福島連携調整室	024-963-0813
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ	044-520-5171
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	新エネルギー部	044-520-5273/5277
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	フリーコール	0800-8888-400
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	地熱部	03-6758-8001
一般社団法人 都市ガス振興センター	スマエネ推進チーム	03-3502-5550
一般財団法人 日本海事協会	再生可能エネルギー部	03-5226-2032
農林水産省	食料産業局 バイオマス循環資源課	03-6738-6478
農林水産省	食料産業局 再生可能エネルギーグループ	03-6744-1508
農林水産省	生産局花き産業・施設園芸振興室	03-3593-6496
農林水産省	農村振興局 整備部 農村整備官 農村資源利活用推進班	03-6744-2209
農林水産省	農村振興局整備部 水資源課 保全対策班	03-3502-6246
農林水産省	農村振興局整備部 農村整備官 活性化支援班	03-3501-0814
農林水産省	農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)室	03-3502-0536
福島県	企画調整部 エネルギー課	024-521-8417
文部科学省	高等教育局 私学部私学助成課 助成第二係	03-6734-2774
文部科学省	高等教育局 私学部私学助成課 総括係	03-6734-2579
文部科学省	研究開発局 環境エネルギー課	03-6734-4143
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設助成課 技術係	03-6734-2078
北海道農政事務所	経営・事業支援課	011-642-5485
北陸農政局	事業戦略課	076-232-4233
北陸農政局	農村計画部 農村振興課	076-232-4531
林野庁	木材利用課	03-6744-2296

## ～ 索引 ～

### あ

新たな木材需要創出総合プロジェクト……………152

### え

エコリース促進事業……………122

エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）…89

エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業…139

### か

革新的エネルギー研究開発拠点形成……………145

学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）…95

環境アセスメント調査早期実施実証事業……………125

環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）……………88

環境技術実証事業（E T V 事業）……………143

環境金融の拡大に向けた利子補給事業  
（環境リスク調査融資促進利子補給事業）……………121

### け

軽油引取税の課税免除の特例措置……………101

下水道革新的技術実証事業……………128

### こ

高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減  
技術開発……………144

### さ

再エネ等を活用した水素社会推進事業……………123

再生可能エネルギー等導入推進基金事業  
（グリーンニューディール基金）……………117

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金…109

再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金……………127

再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム  
導入支援補助金……………112

再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業  
（岩手・宮城・福島県支援事業）……………97

再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業  
（避難解除区域等支援事業）……………96

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置  
（固定資産税）……………90

### し

次世代施設園芸導入加速化支援事業……………111

社会資本整備総合交付金……………104

住宅省エネリフォーム減税（投資型）……………98

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業……………103

小水力発電事業性評価調査……………141

小水力発電導入促進モデル事業……………127

小水力発電プロジェクト形成支援窓口……………150

私立学校施設整備費補助金……………94

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業……………114

新エネルギーベンチャー技術革新事業……………142

森林整備加速化・林業再生対策……………107

森林・林業再生基盤づくり交付金……………106

### せ

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業  
（グリーンプラン・パートナーシップ事業）……………116

戦略的創造研究推進事業先端的低炭素化技術開発  
（ALCA）……………154

### た

太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発…146

### ち

地域材利活用倍増戦略プロジェクト……………151

地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用  
技術の開発……………153

地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業  
（農林水産省連携事業）……………130

地域低炭素投資促進ファンド事業……………120

地域バイオマス産業化推進事業……………105

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費  
補助金……………113

地熱開発理解促進関連事業支援補助金……………149

地熱資源開発調査事業費補助金……………148

地熱資源探査出資等事業……………147

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業……………136

### て

低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業…119

低炭素地域づくり集中支援モデル事業……………118

### と

東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進…155

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金…93

### ね

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業……………111

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的  
省エネルギー建築物実証事業……………132

### の

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金……………92

農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査 委託事業	140
農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	102
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	91

## は

バイオ燃料利用体制確立促進事業	129
バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	108
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	124
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	133
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	131
廃棄物発電の高度化支援事業	137

## ひ

被災地企業のシーズ支援プログラム	138
------------------	-----

## ふ

風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備 モデル事業（経済産業省連携事業）	135
風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法 の構築	134
浮体式洋上風力発電施設の安全	100

## よ

洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウインド ファーム開発支援事業	99
---	----

## り

離島の低炭素地域づくり推進事業補助金	115
--------------------	-----

